

森・里・湖に育まれる<sup>うみ</sup>  
漁業と農業が織りなす琵琶湖システム  
琵琶湖地域  
世界農業遺産保全計画



漁業者自らが多彩な漁獲対象魚を保全



消費者の関心を集める魚のゆりかご水田



水源林の重要性を学ぶ子どもたちの学習体験



教訓と研究成果の共有に努める国際貢献

計画期間：令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会

### 農林水産業システムの概要

琵琶湖システムは、水田営農と深く関わりながら発展してきた伝統的な内水面漁業を中心とするシステムである。その根幹には、産卵にやってくる湖魚に安全な繁殖場を提供する水田営農、必要な量・サイズの湖魚のみを選択的に漁獲する伝統的な漁法、漁業者が組織的に水産資源を保全管理する伝統的で社会的な仕組みがある。農業と漁業の複合的な営みにより、1,000 年以上にわたって受け継がれてきたシステムで、都市化が進む地域の淡水域において、持続的な資源利用を受け継いできている。

日本の古都・京都の近傍に位置する琵琶湖は、16 の固有種を含む 47 種の在来魚を育てている。この中で、ニゴロブナ等の湖魚は、約 2 千年にわたり、湖辺の低湿地に開発された水田に自ら遡上し、産卵・初期成育の場として利用してきている。こうした中、人々は、遡上する湖魚を農作業の傍らで捕獲する様々な待ち受け型の漁法を発達させ、食料自給の安定性を高める半農半漁のライフスタイルを築いた。

漁法の代表格は、未成熟魚を捕らえない、選択的な漁獲が可能なエリ漁である。エリとは水流や魚の生態を巧みに利用する伝統的な定置網で、このエリは水田とともに、持続的な資源の利用と保全を実現するランドスケープ・レイクスケープを形作ってきている。漁業者はこうした中で、水産資源を保全管理する仕組みを築いてきた。その根底には、湖の保全に寄与する農業やヨシ保全がある。また、緑化された水源林が、洪水や濁水の防止に寄与し、それが、琵琶湖から河川に遡上する湖魚の成育環境の保全にもつながってきている。

こうした営みの背景には、多様な湖魚を米で発酵させるナレズシの食文化がある。その代表であるフナズシは、日本の寿司の原型と評されるだけでなく、祭礼の供え物等にも用いられてきている。これらは、人びとの絆を醸成し、自然災害等の困難に協力して対処する上で精神文化的基盤となってきた。

20 世紀後半の経済発展の中で、このシステムは、人口増や都市化、農業の近代化、外来魚による食害など、様々な課題に直面してきた。こうした課題に対し、1970 年代以降、漁業者のみならず、農業者や林業者、消費者など多様な主体が連携し、琵琶湖システムの継承に取り組んできている。そのような中で、琵琶湖の富栄養化防止に向けた市民運動により条例が制定され、湖魚が産卵できる水田・水路の環境を保全する取組も行っている。

こうした多様な主体の協働は、ソーシャル・キャピタルの形成にもつながり、それが、下流の大都市圏の住民を含む 1,450 万人の水源である琵琶湖の水質や生態系の保全にも寄与している。

当地域は、さらに、地球上の水の 0.5% 以下と言われる利用可能な淡水資源の保全に向け、学術研究を進めるとともに、国際会議の開催や、海外からの研修受け入れ等を行っている。これらの努力は、まさに、経済、社会、環境の調和を目指す取組で、琵琶湖システムの持続可能性を高めるものであり、湖と陸のつながりにより生態系を育むこのシステムの価値の伝承と共有にもつながっている。

本システムにおける脅威、課題とその対応策の一覧

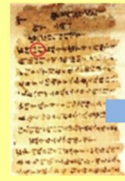
脅威	課題	対応策	認定基準への該当
1. 湖魚の産卵・成育環境の変化	(1) 水産資源の保全管理	①資源管理型漁業の推進 ・漁業者が行政と取り組む共同管理 ・在来魚介類に対する産卵配慮等 ・琵琶湖環境(気候変動の影響を含む)の調査研究	基準1 基準2 基準3
		②食害の防除 ・外来魚駆除 ・カワウ駆除	
	(2) 水質・生態系の保全	①湖魚の産卵環境等の保全 ・多様な主体が連携する「魚のゆりかご水田プロジェクト」 ・ヨシ帯の再生・保全・活用 ・水草の刈り取り・除去	基準2
		②水質・生態系の保全に向けた「環境こだわり農業」 ・「環境こだわり農産物」の生産の拡大 ・オーガニックの拡大による「環境こだわり農業」の深化	
③水源林の保全 ・健全な森林づくり ・協働による森林づくり ・ニホンジカによる森林被害防止 ・ニホンジカの個体群管理			
2. 担い手の減少	(1) 担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承	①漁業就業者の確保・育成 ・伝統的漁法の継承と新たな漁業就業者の確保・育成 ・伝統的漁法を活用した体験機会の創出	基準1 基準3
		②農業における担い手の確保 ・新規就農者の確保・育成 ・「魚のゆりかご水田米」のブランド化 ・「環境こだわり農産物」の理解促進と消費拡大 ・地域ぐるみで取り組む農地・水路・農道・農村環境の保全 ・農業水利施設のアセットマネジメント	
		③林業における担い手の確保 ・林業従事者の確保・育成 ・「びわ湖材」の利用推進	
	(2) 農林水産業の魅力向上	①6次産業化の推進 ・6次産業化と女性の活躍推進 ・商工観光事業者との連携と地産地消	基準1
3. 食文化の衰退	(1) 食文化の継承	①湖魚を用いた食文化の継承と発展 ・湖魚を食べる機会の創出 ・食文化の継承と発展に向けた提案や発信	基準4
4. 社会組織の弱体化	(1) 協働の促進	①人々の連携の推進 ・集落を中心とした多様な主体と連携した話し合いの推進 ・多様な主体の活動に対する支援	基準4 基準5
		②自然と人との関わりの強化 ・生物多様性への子どもたちや地域住民の理解促進 ・多様な主体による保全再生活動の推進	
		③人々の理解促進に向けたツーリズムとの連携 ・農山漁村におけるエコツーリズム・グリーンツーリズム推進 ・地域資源の持続可能な活用・保全を促進するための向けた観光産業との連携 ・湖と陸のつながりを重視する取組の促進に向けた認証制度の創設	
	(2) 国際的な協力と連携	①世界とのさらなる連携 ・教訓のさらなる発信 ・G I A H S 認定地域との連携	基準5

# 保全計画(持続可能性を高める4本の柱)

- 〈特徴〉 ①循環型システムを育んできた伝統的知識の活用・継承  
 ②高い環境意識と農業者、消費者など多様な主体の参画

## (脅威1「湖魚の産卵・成育環境の変化」への対応)

(例:外来魚、水生植物、水質、気候変動への対応等)



水産資源の組織的な安全管理 水質 生態系の研究・保全

課題を改善 (好循環へ)

## (脅威4「社会組織の弱体化」への対応)

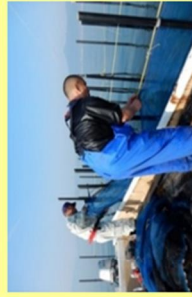


協働の促進



国際的な連携と貢献

## (脅威2「担い手の減少」への対応)



担い手の確保育成 農林水産業の魅力向上と伝統漁法の継承



食文化の継承 (食育推進等)

## (脅威3「食文化の衰退」への対応)



- 〈将来展望〉 ①多様な主体の一層の参画  
 ②水質・生態系保全等を通じた内水面漁業と農業の両立  
 ③湖と陸のつながりを重視する価値の発信とさらなる国際貢献

## < 目 次 >

第 1 はじめに	7
----------	---

第 2 課題への対応策	8
-------------	---

<b>脅威・課題の概要と将来への展望</b>	8
------------------------	---

<b>A 脅威及び課題の分析</b>	10
--------------------	----

<b>脅威 1 湖魚の産卵・成育環境の変化</b>	10
---------------------------	----

- (1) 概況
- (2) 背景にあるもの（課題の抽出）
  - ①外来魚およびカワウ
  - ②ヨシ帯の減少、水草の異常繁茂、気候変動
  - ③「環境こだわり農業」の伸び悩み
  - ④荒廃が懸念される水源林
  - ⑤水産資源のさらなる保全
- (3) 導き出される課題
  - ①水産資源の保全管理
  - ②水質・生態系の保全

<b>脅威 2 担い手の減少</b>	19
--------------------	----

- (1) 概況
- (2) 背景にあるもの（課題の抽出）
  - ①漁業者
  - ②農業者
  - ③林業者
- (3) 導き出される課題
  - ①認定の確保・育成と伝統的漁法の継承
  - ②農林水産業の魅力向上

<b>脅威 3 食文化の衰退</b>	24
--------------------	----

- (1) 概況
- (2) 背景にあるもの（課題の抽出）
  - ①湖魚を中心とする伝統的な食文化
- (3) 導き出される課題
  - ①食文化の継承（食育推進等）

<b>脅威 4 社会組織の弱体化</b>	27
----------------------	----

- (1) 概況
- (2) 背景にあるもの（課題の抽出）
  - ①湖魚を用いた祭礼等によって結束力を高めて気社会組織
  - ②システムの持続可能性の向上に向けた多様な主体の参画
  - ③ランドスケープ・シースケープが伝える現代へのメッセージ
  - ④淡水資源の持続可能性の向上に向けた世界との連携
- (3) 導き出される課題
  - ①協働の促進
  - ②国際的な協力と連携

**B 脅威及び課題への対応策** . . . . . 34

**脅威1（湖魚の産卵・成育環境の変化）関係** . . . . . 34

- (1) 課題1（水産資源の保安全管理）への対応策 . . . . . 34
  - ①資源管理型漁業の推進
  - ②食害の防除
- (2) 課題2（水質・生態系の保全）への対応策 . . . . . 36
  - ①湖魚の産卵環境等の保全
  - ②水質・生態系の保全に向けた「環境こだわり農業」
  - ③水源林の保全

**脅威2（担い手の減少）関係** . . . . . 41

- (1) 課題1（担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承）への対応策 . . . 41
  - ①漁業就業者の確保・育成
  - ②農業における担い手の確保
  - ③林業における担い手の確保
- (2) 課題2（農林水産業の魅力向上）への対応策 . . . . . 45
  - ①6次産業化の推進

**脅威3（食文化の衰退）関係** . . . . . 46

- (1) 課題（食文化の継承）への対応策 . . . . . 46
  - ①湖魚を用いた食文化の継承と発展

**脅威4（社会組織の弱体化）関係** . . . . . 48

- (1) 課題1（協働の促進）への対応策 . . . . . 48
  - ①人々の連携の推進
  - ②自然と人との関わりの強化
  - ③人々の理解促進に向けたツーリズムとの連携

(2) 課題2(国際的な協力と連携)への対応策 . . . . . 50

①世界とのさらなる連携

**第3 予算とモニタリング方法** 52

1 保全計画の実施体制

2 モニタリングと評価

3 会員の役割

(1) 滋賀県の役割

(2) 市町の役割

(3) 各団体の役割

(4) 大学・研究機関等

(5) 企業・住民・消費者など協議会員の役割

**第4 考察** 54

1 「育てる」取組

2 「守る」取組

3 「伝える」取組

4 「広める」取組

5 「活かす」取組

**第5 脅威、課題、対応策(基準別一覧)** 56

**第6 出典・引用文献、参考文献(参考資料)** 57

**添付資料(保全計画取組一覧)** 58

## 第1 はじめに

冒頭の「農林水産業システムの概要」で述べたとおり、このシステムは1,000年以上にわたる歴史の中で育まれた自然と人の持続的な共生モデルと言えるものであり、現在は1,450万人の命とも直結している。この伝統的なシステムを継承することは、当地域に住む私たちに課せられた「責務」である。

しかしながら近年、システムを弱体化させる様々な脅威に直面している。私たちは、これまで琵琶湖の恵みによって支えられてきた当地域すべての自治体と、農林漁業者団体、関係団体、大学・研究機関、企業、住民、消費者等の参加により、システムの維持・保全と、活力ある地域づくりに向けた活動をより力強く進める組織として、およそ2年に渡る準備期間を経て、2018年3月に当申請の主体である「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」を設立した。

私たちは世界農業遺産(GIAHS)の認定を得て、本保全計画に記す取組を進めることによって、このシステムを将来的に下記のような姿で次世代に継承していきたいと考えている。

- ・活力ある農林水産業を「育てる」ことができる。
- ・豊かな生物多様性とその恵みを「守る」ことができる。
- ・環境と調和した伝統的な知識・技術を次世代に「伝える」ことができる。
- ・独自の食文化や伝統文化を地域内外の人に「広める」ことができる。
- ・同様の課題を抱える世界の国々のモデルとしてその教訓を「活かす」ことができる。

次頁以降、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間における私たちの具体的な取組の方向性と内容を記述する。

なお、保全計画対象地域と申請地域の関係は次のとおりである。

### 〈申請地域〉

申請地域は、申請システムを受け継ぐ地域に限定している。都市部のほか、システムを受け継いでいない農地、水源林も除外している。

### 〈保全計画の対象地域〉

保全計画の対象地域には、申請地域に加え、申請システムを支えるエリアとして申請地域を取り巻く水源エリアを含めている。具体的には、琵琶湖集水域の中で、森林のさらなる保全を推進していく一般水源林や、環境こだわり農業の導入を新たに推進する農地といった申請地域から除外した地域が、これに含まれる。このエリアは、申請地域の生物多様性に多大な影響を及ぼす点から、水質・生態系の保全の取組の充実が不可欠だからである。



## 第2 課題への対応策

### 脅威・課題の概要と将来への展望

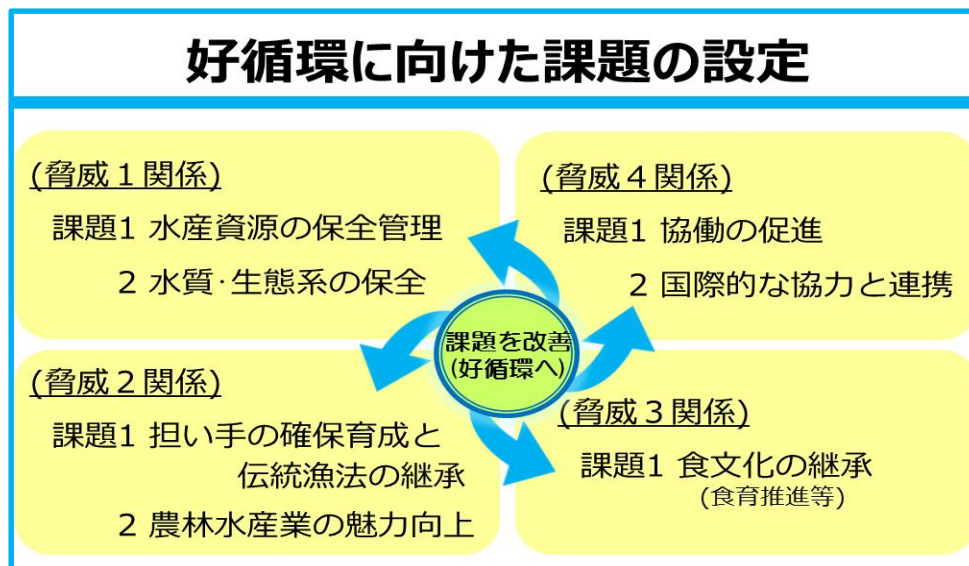
第二次大戦後の日本の経済発展に伴い、琵琶湖地域でも社会の近代化、グローバル化が進む一方、当システムは様々な脅威にさらされてきている。それらは、相乗的に負の循環を生じさせ、システムを縮小させる脅威として、次の4つの項目にまとめることができる。



システムに対する脅威の中心は、湖魚の産卵・成育環境の変化である。ここには、地域の漁業に直接的に負の影響を及ぼす外来魚やカワウの増加、水草の異常繁茂、気候変動が含まれる。外来魚やカワウは、大量の水産資源を捕食する。湖面を覆う水草は、漁船の航行障害や水中の酸素濃度の低下を引き起こす。気候変動による水温の上昇や植物プランクトンの組成変化も、生態系に負の影響を及ぼすことが懸念されている。

また、これらが、漁業者や農業者をはじめとするシステムの担い手の減少につながり、食文化の衰退や社会組織の弱体化につながっている。こうした負の循環を止めることが、当地域にとって大きな課題となっている。

これらの脅威の詳細については、次ページ以降に述べるとおりであるが、その背景から、以下のとおりそれぞれ課題が導き出される。



こうした課題に対応するため、申請システムの持続性を育んできた伝統的知識を基に、一定の対策を行ってきた。1970年代の赤潮発生に際し、当地域では市民が立ち上がり、琵琶湖の富栄養化を防止してきた。農業者も協力し、水質や生態系の保全に貢献してきた。こうした消費者をはじめとする多様な主体による保全の取組は、当地域の伝統的なコミュニティ主体の資源保全を受け継ぐもので、外来魚やカワウへの対策については、近年、一定の成果が見えてきている。私たちは、保全計画のもとで、消費者のさらなる参画も得て、より広範な取組を行い、社会の持続可能性を高めながら、生態系を育むこのシステムをさらに発信していく。

ここで特筆すべき点は、これらの取組によって継承する内水面漁業と農業の両立や、持続可能性の向上は、世界的な課題になっている点である。多くの国々で、農業開発等が水質や生態系に負の影響を及ぼすなど、内水面漁業と農業の両立が喫緊の課題となっている。このような中で、淡水資源の保全に関する世界的な研究拠点である琵琶湖での遺産システムの動的保全が、グッドプラクティスとして世界に貢献することを願っている。

また、この保全の取組は、生産者に加え、消費者、子ども、生きもの、琵琶湖、世界といった、「六方よし」につながるものである。私たちは、消費者やその他の多様な主体の参画を得て、世界の人々と協力しながら、湖と陸のつながりを重視する環境保全型の営みにより、このシステムを将来に継承していく。



## A 脅威及び課題の分析

脅威とその課題について分析した結果を、以下、順に述べる。

### 脅威 1 湖魚の産卵・成育環境の変化

#### (1) 概況

ひとつ目の脅威は、システム成立の基盤である湖魚の産卵・成育環境の変化である。琵琶湖漁業の直近(2016年)の漁獲量は1,138tであり、このうち魚類(エビ、貝類除く)は1,009tとなっている<sup>1)</sup>。魚類の漁獲量は、戦後、2,000t程度であったが、1983年に最高の3,701tに達した。しかし、1990年以降に減少し、近年は1,000t前後で推移している。(図-1)

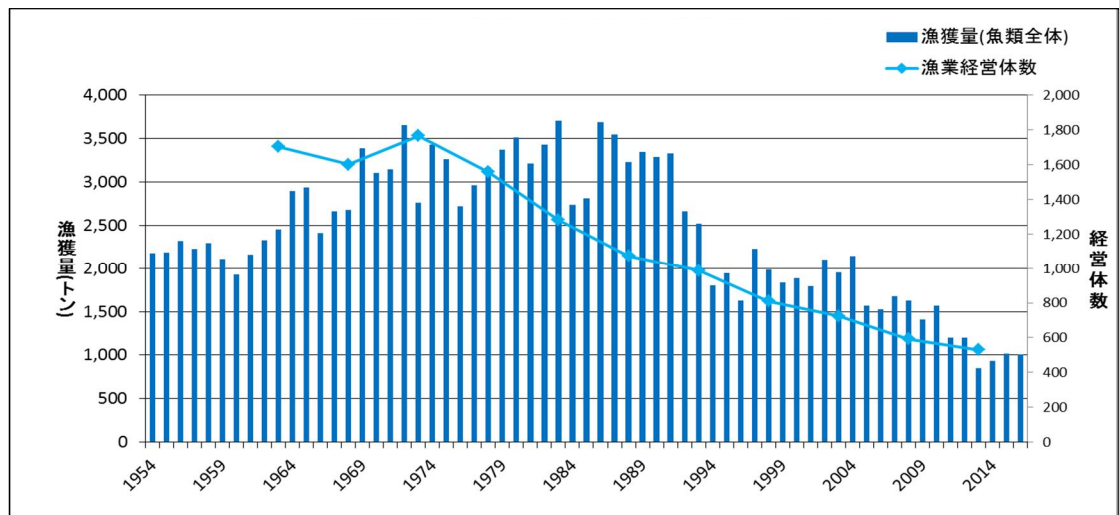


図-1 琵琶湖漁業の漁獲量(魚類)と漁業経営体数の推移<sup>1)</sup>

#### (2) 背景にあるもの(課題の抽出)

漁獲量の減少傾向が長引く背景には、高度経済成長期(1970年代)以降の漁業者の減少(図-1)(後述)や食生活の変化(後述)に加え、湖魚の産卵・成育環境の変化があると考えられている。どのような環境変化が湖魚に影響を及ぼしているかについては、調査の結果、魚種ごとに異なると見られ、主な要因としては、1990年頃から顕著になった外来魚による食害や、良好な産卵・繁殖場の減少等が挙げられる。

こうしたことから、まずは、水質や生態系の保全を含む水産資源保全の取組に関し、以下、順に述べる。

- ①外来魚およびカワウ
- ②ヨシ帯の減少、水草の異常繁茂、気候変動
- ③「環境こだわり農業」の伸び悩み
- ④荒廃が懸念される水源林
- ⑤水産資源のさらなる保全

## ①外来魚およびカワウ

琵琶湖では、47種の在来魚種や16種の固有種など、多様で固有性が高い淡水魚の生息を基盤に、その豊かな恵みを生かし、伝統的で多様な形態の漁業が長年にわたって安定的に展開されてきた。

しかし近年、水産有害生物の大繁殖が琵琶湖の生態系に大きなゆがみを生じさせている。北米原産の外来魚オオクチバスやブルーギルは、琵琶湖に棲む多くの在来魚を捕食している。ニゴロブナなどの漁獲対象魚をはじめとする在来魚に対する食害を低減するため、漁業者による外来魚駆除の実施や、釣り人によるリリース禁止の遵守など、一般市民も参加する外来魚駆除活動に取り組んできた結果、一時2,000tを超えた琵琶湖の外来魚の生息量は、近年1,000t前後まで減少した(図-2)。

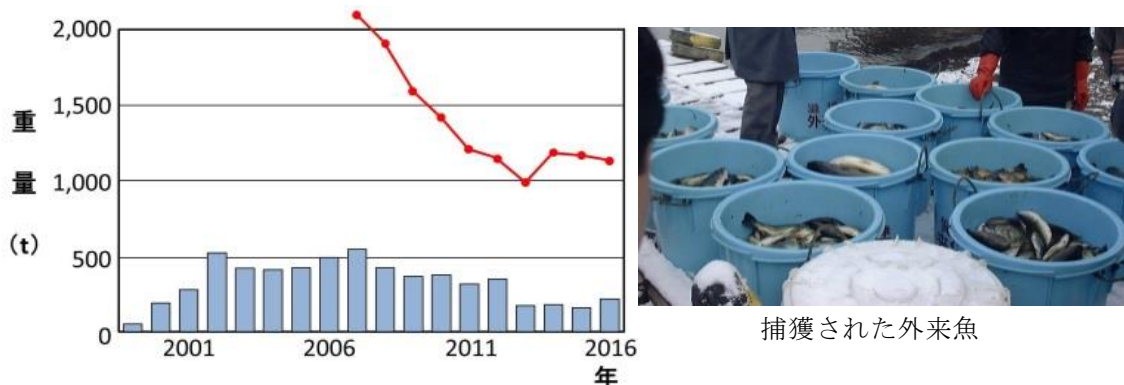


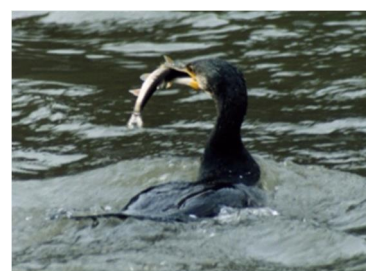
図-2 オオクチバスとブルーギル(2種合計)の年間駆除量(棒)と生息量(折れ線)<sup>2)</sup>

また、カワウによる食害も水産資源を減少させる要因となっており、営巣地での捕獲作業により、ピーク時の37,000羽(2008年)から7,800羽(2017年)まで減少させ、食害も抑制されてきている。

このように、これまでの取組が一定の成果を上げてきているが、今後も予断を許さない状況にあり、取組の継続が必要となっている。



水面付近の魚群に襲いかかるカワウの群れ



カワウ(水産庁資料)

## ②ヨシ帯の減少、水草の異常繁茂、気候変動

高度経済成長期(1955年~1973年)以降、琵琶湖総合開発(1972年~1996年)をはじめとした湖岸の開発は、当地域の増加した人口を養う産業・生活を支え、さらに近畿1,450万人の水資源としての琵琶湖の役割も支えながら、現在でも人々に多くの恩恵をもたらしている。

しかしながらこうした恩恵と引き替えに、太古から湖魚の産卵・繁殖の

場で、水鳥をはじめとする多くの生物の生息・成育の場であると同時に、人々が手を入れ、漁具や屋根葺き材、簾などの生活資材、農地に漉き込む肥料など、人々の生活に直結する原材料を入手してきた湖辺のヨシ帯は減少した。

琵琶湖のヨシ帯の面積について、1953年(昭和28年)と高度経済成長期後の1991年(平成3年)を比較すると、大きな減少が分かる(図-3)。また、琵琶湖のヨシ帯は、良好な状態で維持されている地域もあるが、まばらな状態で分布するなど必ずしも良好といえない状態のものもある。このため、1950年代頃の形状を目指してヨシ帯の再生に努め、2018年にヨシ帯の面積は262haまで回復した。しかし、ヨシ帯の中ではヤナギの過度な成長という新たな問題も生じている。

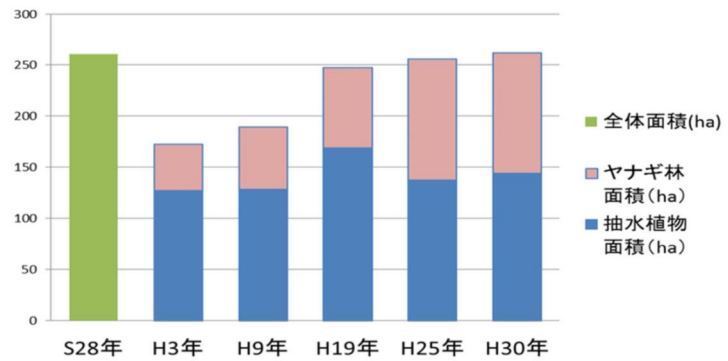
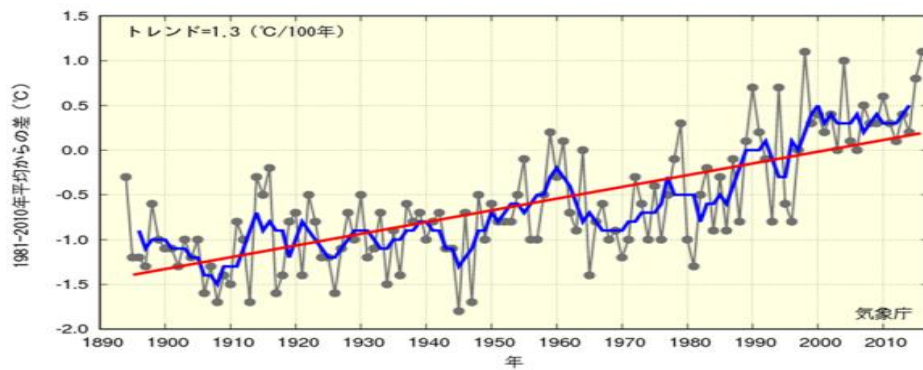


図-3 琵琶湖のヨシ面積の推移<sup>3)</sup>

一方で、近年、水草の大量繁茂による環境の悪化などによる漁業の生産力低下も新たに問題になっている。湖魚の生息や漁船の航行に悪影響を及ぼすものであり、刈り取り、除去に取り組んできている。その背景では、地球温暖化による平均気温の上昇(図-4)に伴う、植物相等の変化も指摘されており、気候変動に関する科学的な研究も必要となっている。



細線(黒): 各年の平均気温の基準値\*からの偏差 ※基準値は1981~2010年の30年平均値。  
太線(青): 偏差の5年移動平均。  
直線(赤): 長期的な変化傾向。

図-4 琵琶湖の平均気温偏差 (気象庁提供)

### ③「環境こだわり農業」の伸び悩み

伝統的漁業技術と水田との関係は切っても切り離せないものである。もともと、湖辺において水田と琵琶湖は水路を介して物理的に直結し、生態構造としてつながっていた。湖辺での水田開発は、未開の自然を攪乱することになったが、モンスーン気候の中で、夏の雨期に陸域から水域となる氾濫原が実質的に拡大する効果をもたらし、湖の魚に安全性の高い産卵の場を提供することになった。

琵琶湖を取り囲む水田は今でも湖魚に繁殖の場を提供している。しかし、高度経済成長期には農業排水等が琵琶湖に大きな負荷を与えた時期もあった。また、生産性が著しく低く、頻繁な水害に見舞われてきた湖辺の湿田は乾田化が進められ、湖魚が産卵のために水田に遡上しにくい状況が生じた。

こうしたことから、水田の水質や、長い歴史の中で育まれた琵琶湖の生態系を保全することが、伝統的な琵琶湖漁業の継承のために極めて重要になっている。具体的には、農業濁水の流出防止や農薬・化学肥料の5割削減、さらに湖魚の水田への遡上支援など、琵琶湖の集水域全体で水田の環境保全を推し進めてきている。琵琶湖の富栄養化防止条例(1979年滋賀県制定)の流れを汲む「環境こだわり農業推進条例」(2003年滋賀県制定)によるもので、消費者や企業等も参画し、水田で繁殖するニゴロブナの漁獲量回復や、これに伴う伝統的漁業技術の継承につなげている。しかし、近年、総じて取組の伸び悩みが見受けられる。

#### 〈琵琶湖システムにおける伝統的漁業と水田等の関係性のイメージ〉



《琵琶湖》  
伝統的漁業による生業の場。

《琵琶湖を取り巻く水田》  
下流(琵琶湖)に配慮した営農により、漁業資源の再生産の場にもなっている。

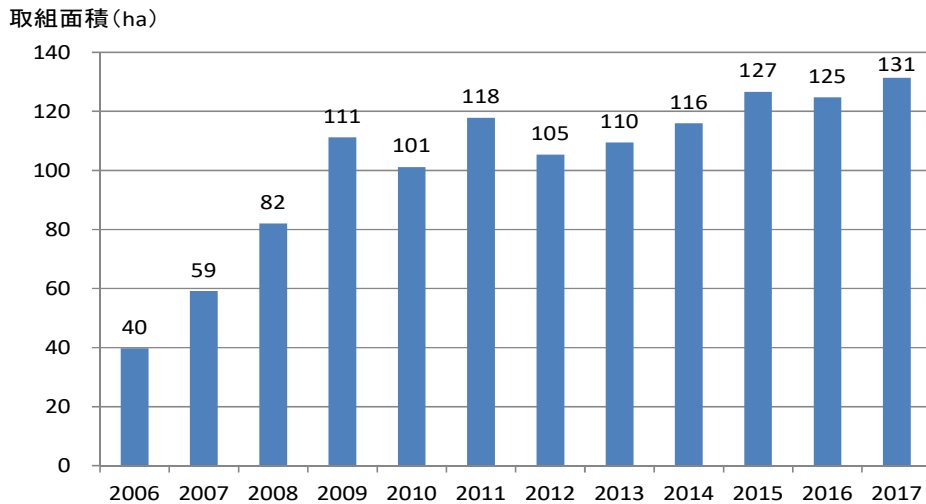
《水田を取り巻く水源林》  
琵琶湖の水を涵養し、河川流量の安定確保(河川で繁殖する湖魚の産卵環境保全)に寄与。

このうち湖辺部では、耕作にたいへんな苦勞を伴った湿田が乾田化され、産卵に向けた湖魚の水田への遡上が困難になったことに伴い、湖魚の遡上を支援する魚道(堰)を設置する「魚のゆりかご水田プロジェクト」を進めてきている。しかし、取組開始から10年以上が経過した現在、取組面積の増加は続いているが、



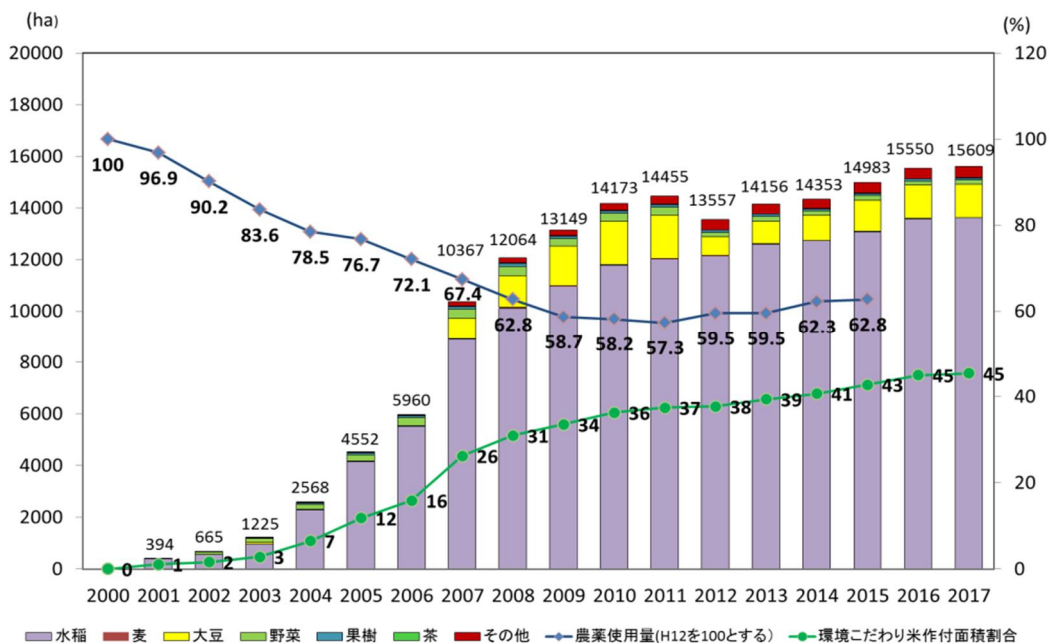
湖魚が遡上するための堰上式魚

近年は伸び悩みの状態にある（図－5）。活動に対する新鮮味が薄れたことや、活動を牽引するリーダーの引退、あるいは生産される「魚のゆりかご水田米」の高付加価値化が思うように図れていないこと、などがその理由として考えられ、付加価値の向上が必要となっている。



図－5 「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組面積の推移<sup>4)</sup>

また、農薬や化学肥料の半減に取り組む「環境こだわり農産物」の生産も、取組開始から順調に広がりを見せ、水稲における取組は45%（2017年）に達した。この結果、滋賀県内における化学合成農薬の使用量は2000年と比較して約4割削減され<sup>5)</sup>、「環境こだわり農産物」の県内消費者の認知度は47%（2016年）と高まってきている<sup>6)</sup>。しかし、近年の作付け割合は、次のグラフのとおり伸び悩む状態となっており、オーガニック農業の拡大など、環境こだわり農業の深化が求められている。



図－6 「環境こだわり農産物」栽培面積と化学合成農薬の使用量の推移<sup>7)</sup>

さらに、集落全体で農業濁水流出防止や水質調査に取り組む「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」も、2017年度には滋賀県の耕地面積の約7割で実施されているが、近年の取組面積は横ばい傾向にある<sup>4)</sup>。

こうした一連の「環境こだわり農業」は、琵琶湖の水質や生態系を保全するための当地域独自の環境保全型農業であり、琵琶湖の水質と生態系を保全し、湖魚の産卵・成育環境の保全に寄与するものであることから、この取組をさらに拡大することが必要となっている。

#### ④ 荒廃が懸念される水源林

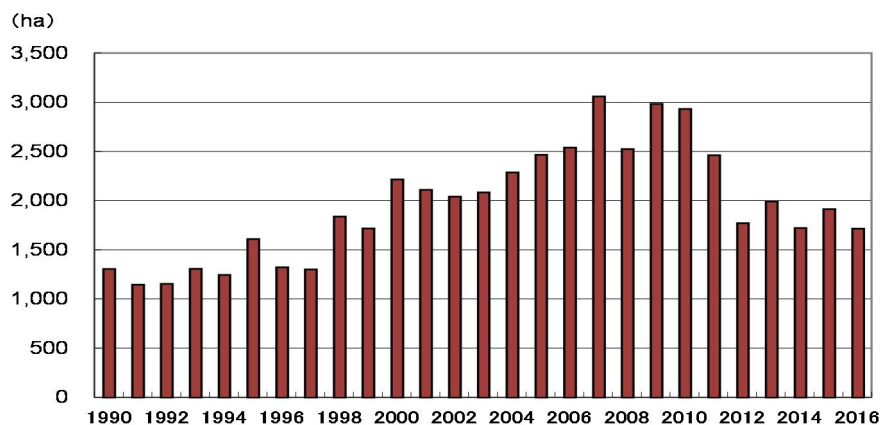
琵琶湖を取り巻く森林は、琵琶湖の水源としてその水を育んでいる。また、森林は、河川の水量を安定させることにより洪水や渇水を防止するほか、琵琶湖から遡上してくるアユやビワマス等の繁殖場所である河川を保全するなど多面的機能を有し、当システムの農業生物多様性の維持に寄与している。しかし、間伐の不足やシカ害により、森林の荒廃が懸念されている。



適正に整備された人工林

琵琶湖の水源林には人工林が多く、こうした森林は間伐することによって林内に光が入り、木々が健全に育ち、下草が繁茂し、土壌が保全される。森林の多面的機能の持続的発揮のためには、間伐は欠かせない作業であるが、琵琶湖集水域全体の人工林における間伐実施面積は、2009年頃までは増加傾向であったものの、近年は2,000ha弱の低い実施面積で推移している（図－7）。

今後、間伐等の森林の適切な管理が実施されず、荒廃した人工林が増加すると、保水力の低下による渇水や細土・倒木の流出が生じやすくなるなど、河川における湖魚の産卵環境や琵琶湖の漁場にも悪影響が及ぶ。こうしたことから、今後改めて、間伐の適正実施等による森林管理に取り組んでいく必要がある。



図－7 間伐実施面積の推移<sup>8)</sup>



また、荒廃した人工林の増加とともに問題となるのがニホンジカによる被害である。近年、琵琶湖を取り巻く水源林において、ニホンジカの個体数が増加している<sup>9)</sup>。ニホンジカによる人工林への被害は、植栽後間もない稚樹の食害や成木の剥皮被害などがある。ニホンジカによる剥皮被害面積は、1999年までは50ha以下で推移していたが2000年以降急増し、2003年



ニホンジカによる剥皮被害

には200haを超えた(図-8)。この急激な被害の増加に対して、幹へのテープ巻きや防護柵の設置などの対策が実施された結果(図-9)、近年は減少傾向に転じ、2016年度は200haを下回った(図-8)。しかし、1990年代以前のレベルまで被害が収束した状況ではなく、今後も引き続き、被害防止対策を継続していく必要がある。

また、これまでの調査結果から、ニホンジカの影響が奥山や高標高域にまで拡大していることが確認されている。ニホンジカによる食害被害のために下層植生が衰退し土壌が流出するなど、森林の水源を涵養する機能の低下が懸念されており<sup>9)</sup>、これに対する防護柵の設置等の被害防止対策にも取り組む必要がある。

さらに、ニホンジカによる被害全般のリスク軽減対策として、捕獲等の個体群管理にも併せて取り組んでいく必要性も高まっている。

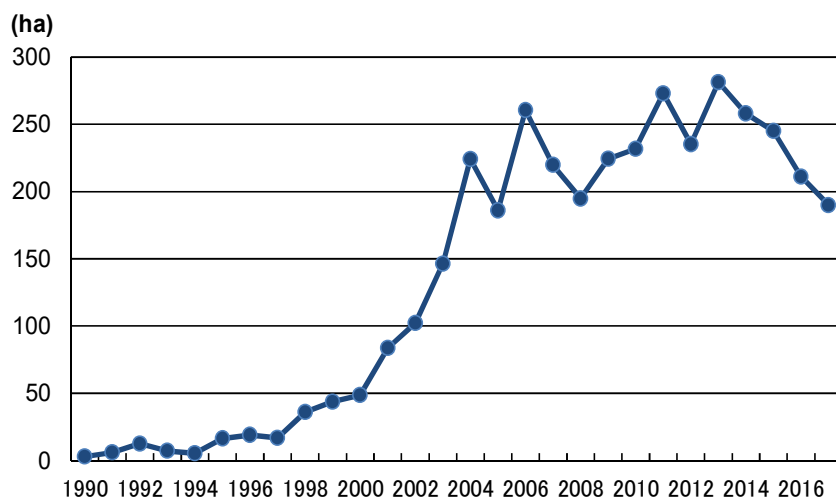


図-8 ニホンジカによる剥皮被害面積の推移<sup>8)</sup>

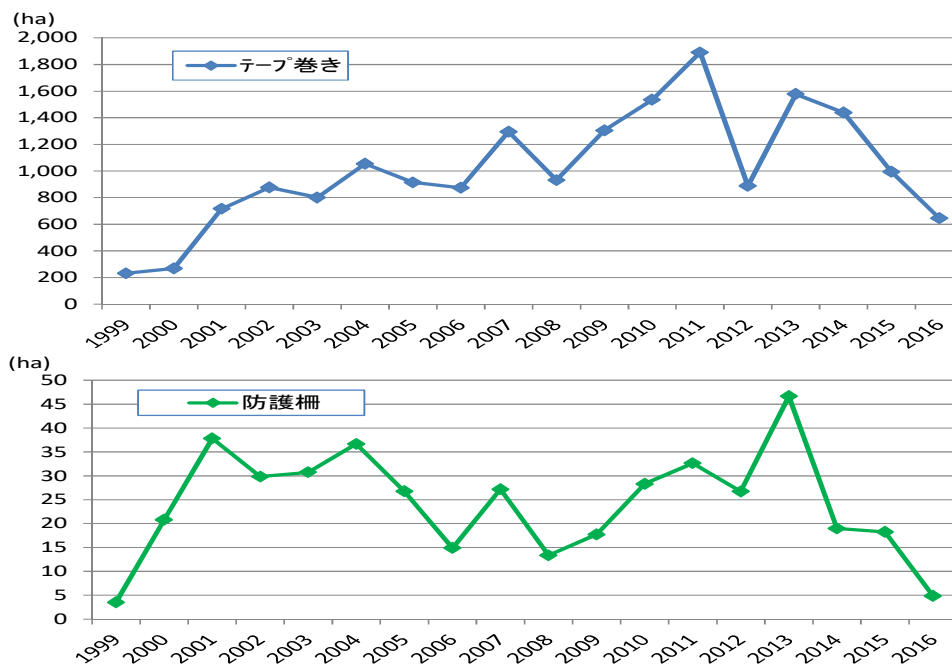


図-9 林業に関するニホンジカ被害防止対策実施状況の推移<sup>10)</sup>

### ⑤水産資源のさらなる保全

上記の取組に加え、湖魚の産卵に配慮した漁業者自身による水産資源保全の取り決めの実践もあり、近代化が進む中であっても、一部魚種において漁獲量の回復を実現してきている。定置型の漁法が中心の琵琶湖漁業において、これは資源量の回復を意味する。

ここでは、漁法や漁具の技術だけではなく、禁漁区の設定やエリの設置制限、江戸時代には形作られていたエリの総有など、歴史的に育まれてきた社会的で組織的な仕組みが、漁業者と行政による共同管理に受け継がれ、持続可能性の向上につながっている。

今後、水産資源の保全をさらに進めるため、湖魚の生態や生息環境に関する科学的な知見のさらなる収集や、資源保全や漁業調整に関する取組の実効性の一層の向上が重要となる。

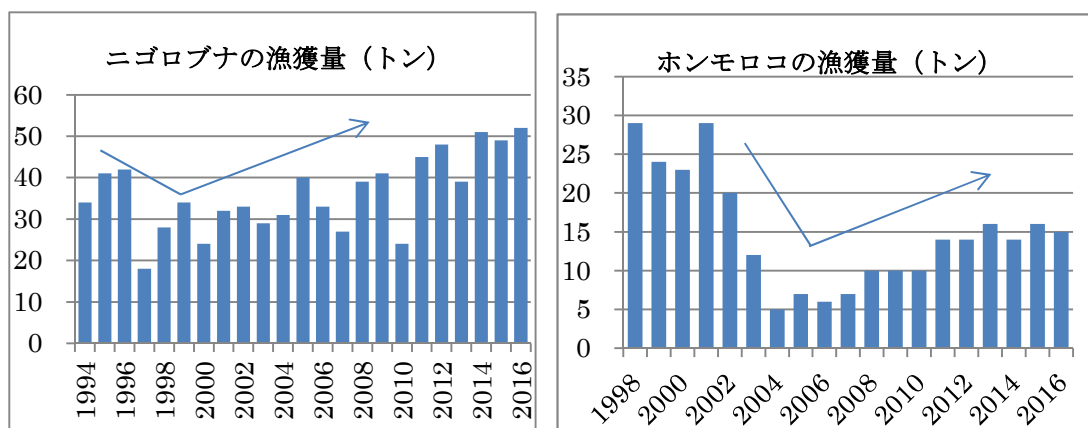


図-10 ニゴロブナ及びホンモロコの漁獲の回復状況<sup>11)</sup>

### **(3) 導き出される課題**

一つ目の脅威として挙げられる「湖魚の産卵・成育環境の変化」に関し、上記で述べてきた背景を踏まえ、導き出される課題は次のとおりである。これらは、漁業者だけでなく、農業者、林業者、その他、地域住民や企業、研究者、NPOなど、多様な主体のさらなる参画が重要となるものである。

#### **①水産資源の保全管理**

…基準1（食糧及び生計の保障）、3（地域の伝統的な知識システム）関係

#### **②水質・生態系の保全**

…基準2（農業生物多様性）関係

これらの課題は、それぞれ世界農業遺産の基準3（地域の伝統的な知識システム）および基準2（農業生物多様性）などに関わりの深いものであり、その対策については、後述の「B 脅威及び課題への対応策」において説明を行う。

## 脅威2 担い手の減少

### (1) 概況

2つ目の脅威は、担い手の減少である。当地域で食材等の生産を担ってきた農林漁業者は当システムの保全・継承に不可欠な存在であるが、漁業、農業の分野を中心にその従事者数が減少してきている。これは、当システムを保全し、継承していく上で、重大な脅威である。

### (2) 背景にあるもの（課題の抽出）

#### ① 漁業者

琵琶湖漁業は、小規模な経営体が多く、対象魚種は単一魚種に頼らず、季節に応じて様々な魚種を漁獲している。琵琶湖漁業経営体(年間従事日数30日以上)は年々減少しており、2013年の総数は530(5年前の2008年と比較して62経営体(10.5%)の減少)で、このうち団体経営体が62、個人経営体は468となっており、9割近くを個人経営体が占めている(図-11)。

また、漁業就業者数(年間従事日数30日以上)は687人で、5年前の2008年と比較して137人(16.6%)の減少となっている。

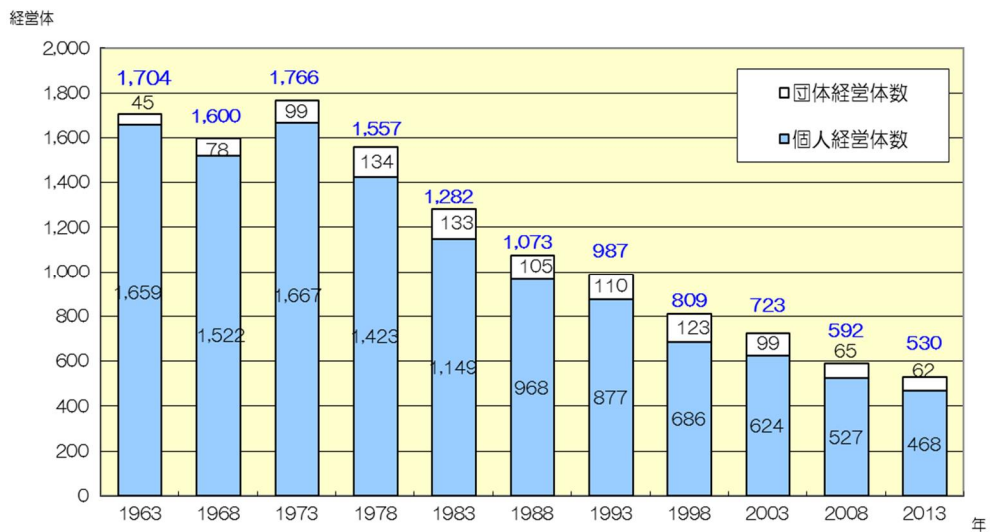


図-11 個人・団体別漁業経営体数の推移<sup>1,2)</sup>

この背景では、65歳以上が全体の6割近くを占めており、漁業者の減少に加え、高齢化の進行が見られる(図-12)。

1,000年以上の歴史を有し、当システムを象徴するエリ漁は、代々積み重ねられてきた湖魚の生態に関する知識を利用した待ち受け型の漁法である。エリ漁の他にもノボリヤナ漁や「おかずとり」で



エリ

用いられる様々な漁具など、当地域の伝統的な知識システムの中で受け継がれた多くの漁法・漁具が存在する。

個人経営体の約3分の2が農業などを兼業(半農半漁)しており、これまで、漁業経営や伝統的漁法の継承に寄与してきている。しかし、こうした漁業就業者数の減少や高齢化は、漁法・漁具に関する技術や知識の伝承が困難になることを意味し、当システムの将来に向けた存続の危機につながる。

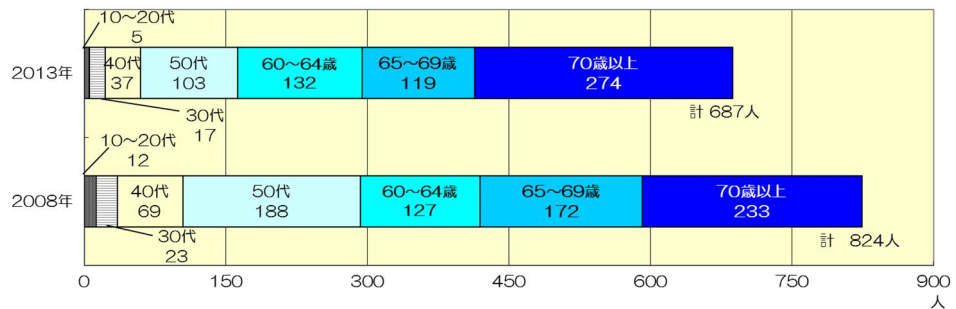


図-12 漁業就業者の年齢階層別構成の推移<sup>1 2)</sup>

## ② 農業者

2015年の農業就業人口(滋賀県域)は24,860人であり、これまで農業を支えてきた世代のリタイアに伴って、5年前の2010年と比較して4,632人(15.7%)減少している(図-13)。

リタイアした農業者等の農地は、大規模農業経営体や集落営農組織等といった担い手に集積され(図-14, 15)、法人化や経営の多角化・複合化により経営の体質強化が図られている。しかし、農地の維持管理のほか、水路や農道等の地域資源の適切な保全管理もあわせて必要であり、少数の担い手だけでは、農地や農村を支えることはできず、農村地域の維持が大きな課題となっている。

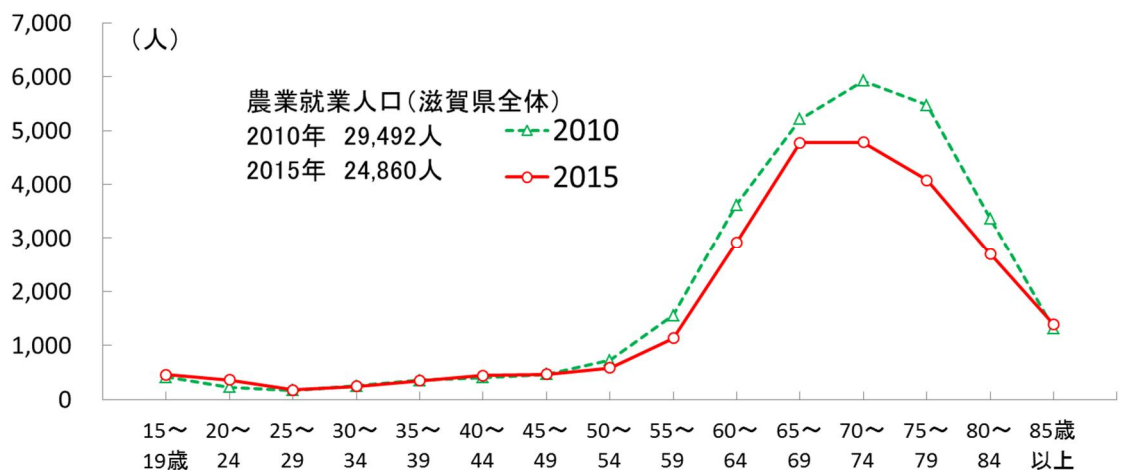


図-13 年齢別の農業就業人口<sup>1 3)</sup>

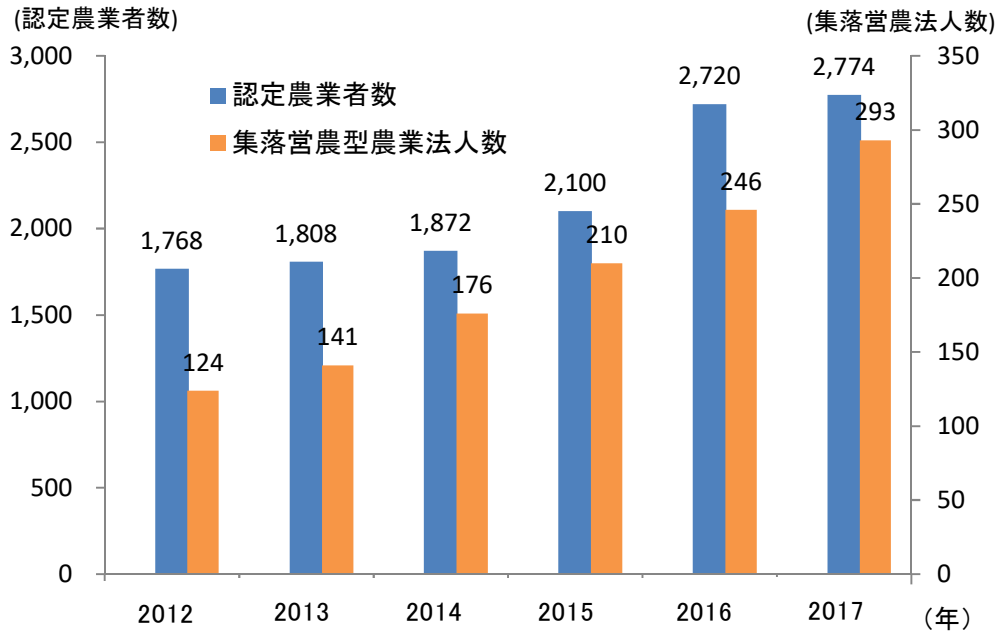


図-14 認定農業者と集落営農型農業法人の推移<sup>14)</sup>

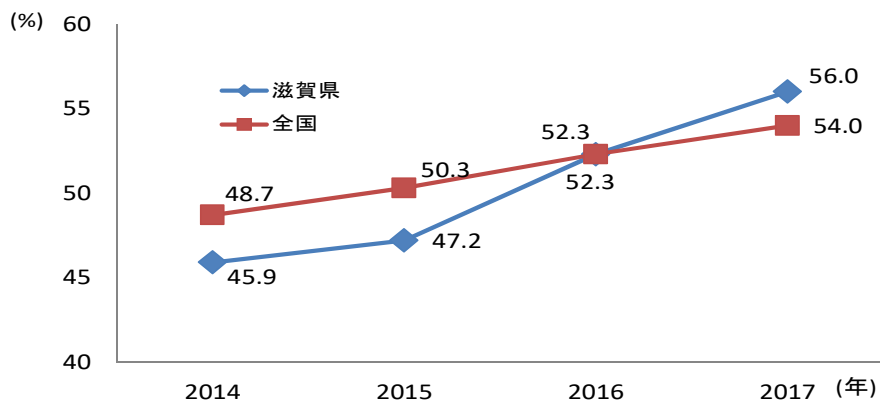


図-15 担い手への農地集積率の推移<sup>14)</sup>

さらに農業経営の持続可能性の点では、農業水利施設の老朽化というハード面の問題もある。

1980年代に始まった農業排水の流出量を削減する取組は、当地域の農業者に定着し、節水による排水量の削減や農業排水の循環利用等、様々な取組が行われている。揚水機場や自然浄化機能を有した水質保全池等を活用して排水を循環利用する施設の整備を進めるとともに、循環利用する水量に応じた直接支払制度を導入した結果、年間約6百万m<sup>3</sup>の排水が循環利用され、琵琶湖への汚濁負荷が低減されている<sup>15)</sup>。

しかし、これらの取組に利用される農業水利施設は、1972年からの琵琶湖総合開発事業を契機に集中的に整備されたもので、多くが30年以上経過し、老朽化が進行している<sup>15)</sup>。ここに、農業者の高齢化や減少が加わり、施設を適切に維持管理するための体制も脆弱化している<sup>15)</sup>。

こうしたことに加え、「環境こだわり農産物」の意義や琵琶湖の水質や生態系に資する効果についての認知度が十分に高まらず、付加価値向上につながっていない状況も、就業者数の減少に影響していると考えられる。

特に、流通面においては、野菜などの生産量が少なく、常時購入できる店舗が限られており、消費者が選択して購入できる環境に至っていない。また、2015年に滋賀県が行った調査では、京阪神地域の消費者の「環境こだわり農産物」の認知度は低く（図-16）、「環境こだわり農産物」の意義や琵琶湖の水質や生態系に資する効果が十分に伝わっていない。

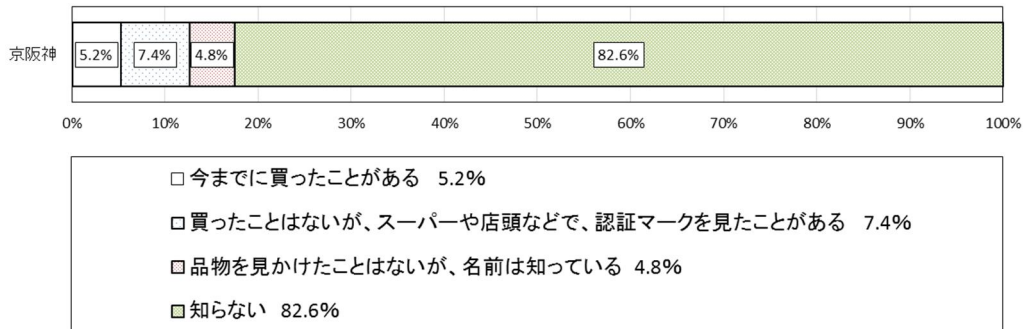


図-16 京阪神地域における「環境こだわり農産物」の認知度<sup>16)</sup>

### ③林業者

琵琶湖集水域の森林は、琵琶湖の水源を涵養する重要な役割を有し、その面積は琵琶湖の約3倍である。9割が民有林であり、小規模経営の林家が約8割を占めている。また、人工林の割合が約4割を占め、その約半分が手入れを要する45年生以下の森林となっており、今後、本格的な利用期を迎える状況にある。

こうした水源林を保全する林業就業者も、当システムを支える重要な存在である。機械作業の普及により、60歳以下の作業員が占める割合が増加するなど若返りもみられ、林業就業者数は近年下げ止まる傾向もあるが、長期的には減少の傾向にある。（図-17）。

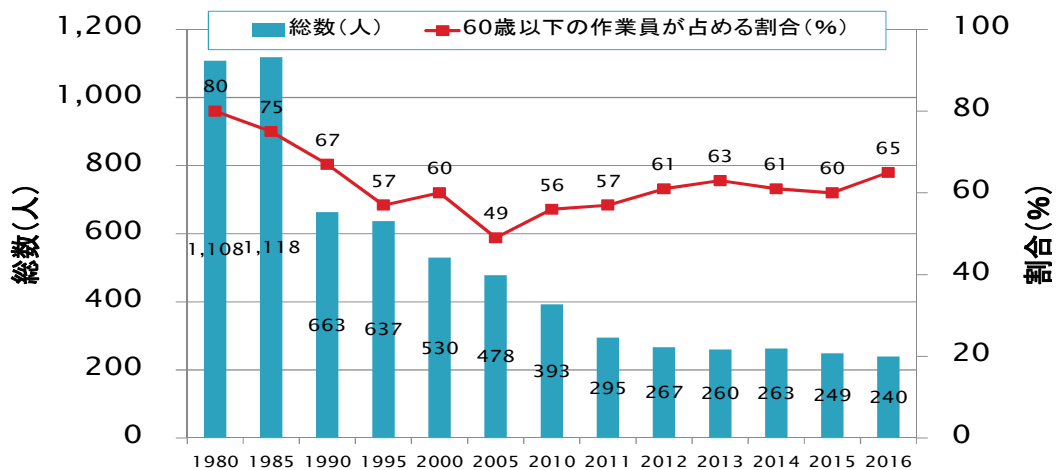


図-17 林業就業者の推移<sup>17)</sup>

また、木材の流通面においては、当地域の森林で伐採した原木やその加工品を地球温暖化防止の観点から「びわ湖材」として認証し地域内での流通を促進する制度を導入している。しかしながら、公共建築物を中心に一定量のニーズが存在する一方、県内では高度な加工施設を持つ事業者が少ないこと、また住宅や公共建築物で利用される仕組みが未確立であることなどから、十分な供給ができていない現状である。



びわ湖材の認証マーク

### (3) 導き出される課題

2つ目の脅威として挙げられる「担い手の減少」に関し、上記で述べてきた状況を踏まえ、導き出される課題は次のとおりである。

#### ①担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承

…基準1（食糧及び生計の保障）、基準3（地域の伝統的な知識システム）関係

#### ②農林水産業の魅力向上

…基準1（食糧及び生計の保障）関係

将来に向けて、琵琶湖システムを保全、継承していくためには、伝統漁法を継承し、農地や水利施設を維持し、水源林を保全する農林漁業従事者数の育成・確保が課題となる。とりわけ、技術習得や漁家子弟以外の参入に困難を伴う漁業への就業促進は、琵琶湖システムにおいて重要な課題である。

また、農林水産物の高付加価値化、6次産業化の推進による、所得面を含めた農林水産業の魅力向上も担い手確保に向けて課題となる。

これらの課題は、世界農業遺産の基準1（食糧及び生計の保障）や基準3（地域の伝統的な知識システム）と関わりの深いものであり、その対策については、後述の「B 脅威及び課題への対応策」において説明を行う。



### 脅威3 食文化の衰退

#### (1) 概況

3つめの脅威は、食文化の衰退である。湖魚と農産物の多彩な組み合わせによって形作られてきた琵琶湖地域の食文化も、当地域の循環型システムの根幹であるが、食の多様化等により、当地域の食文化の衰退が懸念される状況にある。

#### (2) 背景にあるもの（課題の抽出）

##### ①湖魚を中心とする伝統的な食文化

フナズシをはじめとするナレズシ、エビ豆、アメノイオご飯など湖魚と農産物が互いに栄養を補い合う形で発達した伝統的な食文化は、当システムの大きな特徴の一つである。

しかし、一例としてフナズシについて見ると、2018年に滋賀県が行った調査では、フナズシを1年間で1度も食べない人の割合が5割以上、家庭でフナズシを漬けない人が9割以上と、ナレズシの伝統技術とそれを食す文化の継承が危ぶまれる状態である（図-18, 19）。

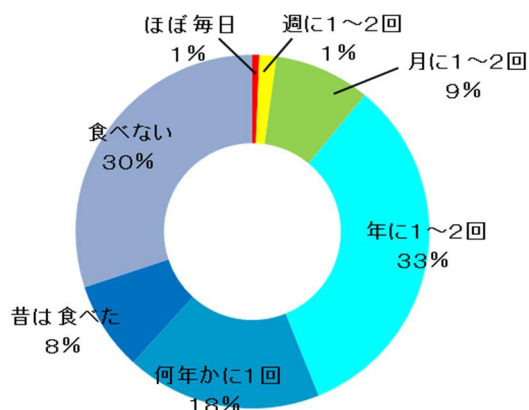


図-18 フナズシを食べる頻度<sup>18)</sup>

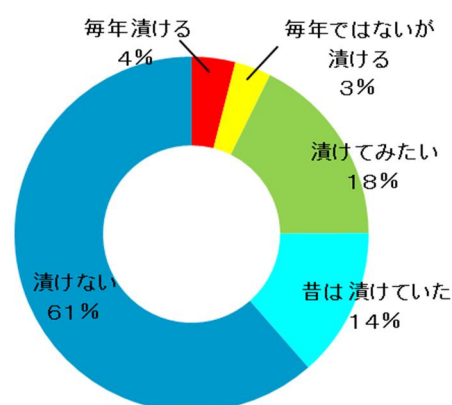


図-19 家庭でフナズシを漬ける頻度<sup>18)</sup>

こうしたことの背景の一つに、魚介類消費の減少が挙げられる。人々のライフスタイル変化や食生活の多様化、調理の難しさやダイエット志向などにより、日本国内全体の魚介類の消費量は2001年をピークに減少傾向を示している（図-20）。

琵琶湖の水産物に対する地域の消費も同様の傾向にあると見られ、2017年に滋賀県が行った調査によると、「月に1回以上、琵琶湖産魚介類を食べる」と回答した者の割合は全体の40%であった（図-21）。

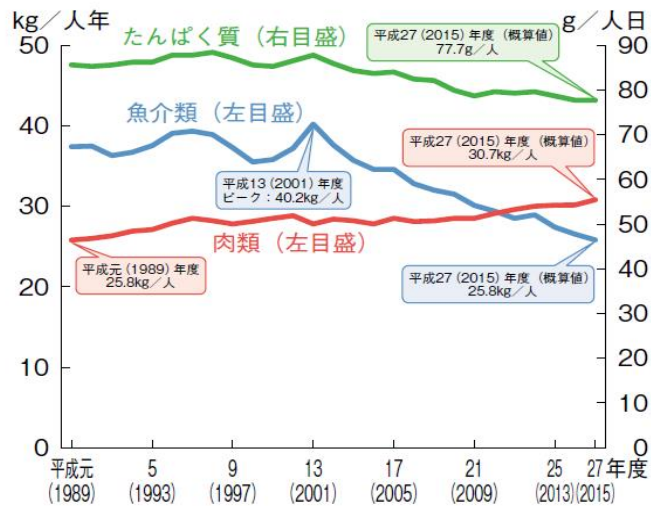


図-20 わが国の食用魚介類の消費量の推移<sup>19)</sup>

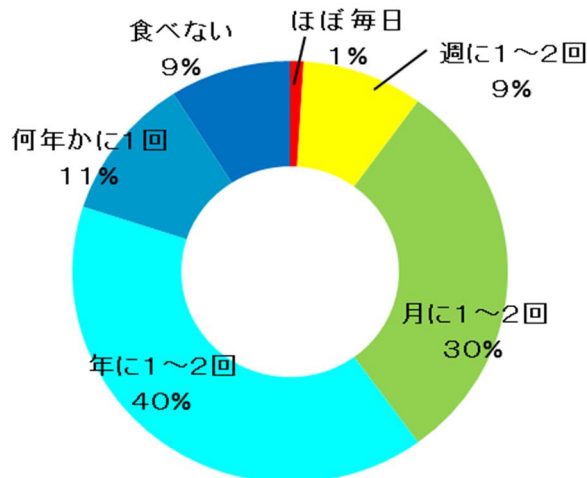


図-21 琵琶湖の魚や貝を食べる頻度<sup>18)</sup>

また、2017年に滋賀県が行った「琵琶湖の水産物のイメージの調査」を例にとると、“琵琶湖の特産物である”や“おいしい”との回答がある一方で、“あまり売ってない”や“生臭い”といった回答も見られた（図-22）。こうした回答の要因として考えられることは、漁獲される時期や量が限られているため店頭で見かける機会が少ないことや、特に若い世代において調理が難しい鮮魚離れが進んでいることなどである<sup>19)</sup>。

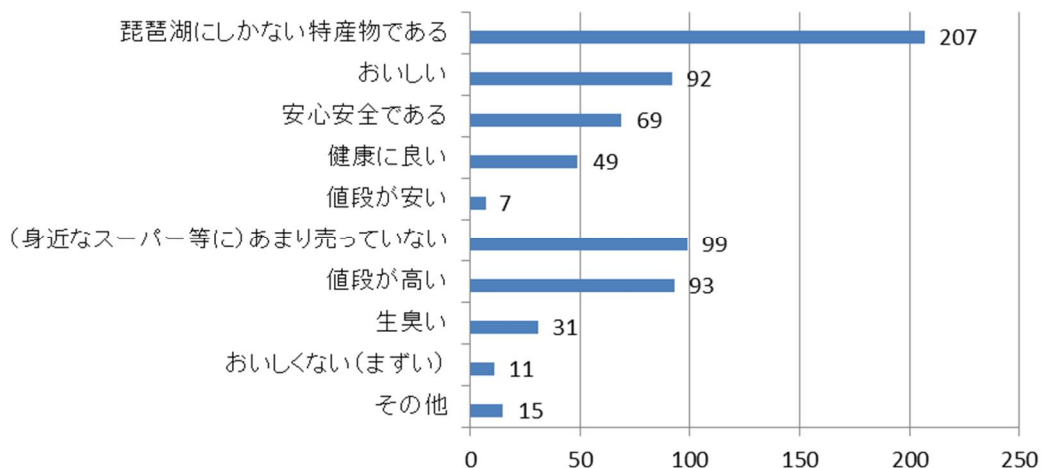


図-22 琵琶湖の水産物（魚や貝）のイメージ<sup>18)</sup>

### **(3) 導き出される課題**

3つ目の脅威として挙げられる「食文化の衰退」に関し、上記で述べてきた状況を踏まえ、導き出される課題は次のとおりである。

#### **①食文化の継承（食育推進等）**

…基準4（文化、価値観及び社会組織）関係

地域の中で漁獲・生産される食材と地元消費者とのつながりが薄れ、食文化が衰退していくことは、当地域の循環型システムの継承において脅威となるものであり、今後、地域で生産された食材と地域の消費者を直接つなげる取組、とりわけ子どもたちへの食文化の伝承が重要になる。このことは、フードマイレージの低減にもつながる。

こうした課題は、世界農業遺産の基準4（文化、価値観及び社会組織）に関わりの深いものであり、その対策については、後述の「B 脅威及び課題への対応策」において説明を行う。

## 脅威 4 社会組織の弱体化

### (1) 概況

4つめの脅威は、社会組織の弱体化である。

琵琶湖システムは、フナズシを中心とする食文化や、これを用いた祭礼によって醸成された人々の絆によって現在まで受け継がれてきた。現代でも、水や生態系の保全につながる多様な主体の参画や、淡水資源の保全に関する世界的な研究拠点としての国際連携が、システムの保全に大きな役割を果たしている。

しかし、先に述べた地域の食材と地元消費者とのつながりの希薄化等に伴い、それらの基盤となる集落機能の低下が危惧され、人々の理解にも偏りが見られる状況となってきている。

### (2) 背景にあるもの（課題の抽出）

#### ①湖魚を用いた祭礼等によって結束力を高めてきた社会組織

フナズシを神饌として捧げる「すし切り祭り」、フナズシをはじめとする湖魚料理が欠かせない「オコナイ」（五穀豊穰や子孫繁栄を祈る祭り）など、水や生き物を大切にすることを養い、地域の絆を育み、人々の結束力を高め、漁業や農業の生業の継承につなげている祭礼も、当システムの特徴の一つである。

こうした祭礼等によって醸成された人々の絆により、漁村ではエリを共同で管理する体制が生まれ、それが現代の漁協につながっている。農村でも密なコミュニケーションが図られ、寄り合い回数は日本一<sup>1 3)</sup>、集落営農組織数は全国第3位<sup>2 0)</sup>、集落営農法人数は全国3位<sup>2 0)</sup>など、集落ぐるみで物事に取り組む機運が歴史的に醸成されている。

しかし近年、共同活動、神社・集会所等の維持管理、伝統祭事などの集落としての取組は、継続はされているものの実施するうえで支障が生じてきている集落が45%見られるなど、農村の集落機能の低下が危惧されている（図-23、表-1）。

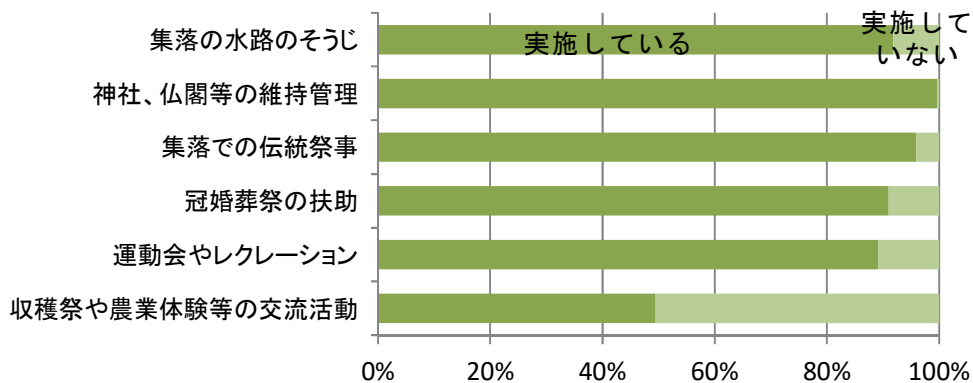


図-23 集落での共同作業や集落行事の実施状況<sup>2 1)</sup>

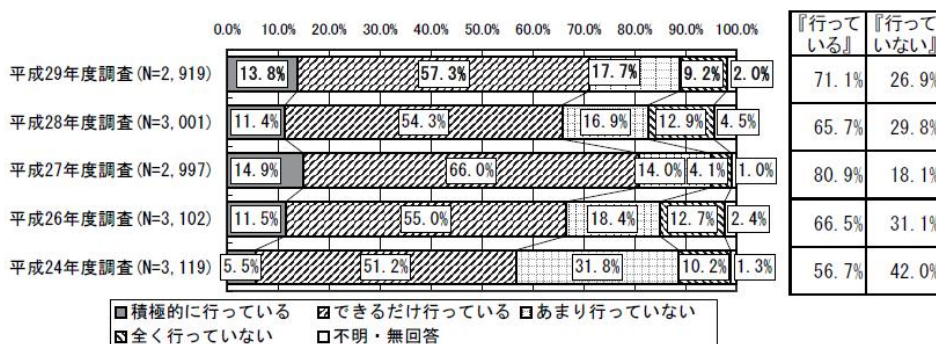
	(%)
いまのところ特に支障はない	52.1
行事を運営する者のなり手が少なく、継続が難しい行事がある	13.5
高齢化や過疎化が進み、準備等を行える人が少なく、最小限の行事しか行う余裕がない	13.1
事業を実施しても参加者が少なく盛り上がり欠ける	7.9
その他	10.4
無回答	3.0

表－1 集落の行事や共同作業を実施するうえで現在出ている支障<sup>2 1)</sup>

## ②システムの持続可能性の向上に向けた多様な主体の参画

当システムの持続可能性の向上にあたっては、多様な主体の参画が大きな力となっているが、これを支える地域住民の理解には濃淡がある。

地域住民の暮らしぶりを映す鏡とも言われる琵琶湖を眼前に抱え、当地域では、漁業者のみならず、農業者、林業者をはじめ、消費者、NPO、研究機関、企業等、多様な主体がシステムの保全に参画してきている。水や生きものを大切にする価値観が、自然に寄り添ってきた歴史の中で醸成され、環境教育等により次世代を担う子どもたちにも受け継がれてきている。2017年に滋賀県が行った県政世論調査において、琵琶湖の清掃やヨシ刈り体験など日頃の環境保全活動を行っている割合は約70%であった(図－24)。

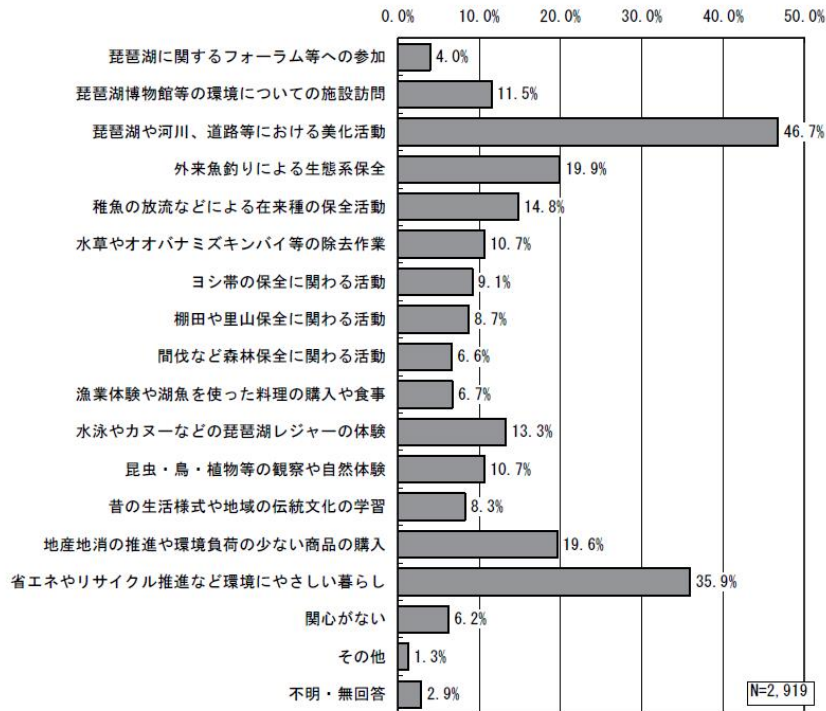


図－24 滋賀県民の日頃の環境保全行動<sup>2 2)</sup>

また、関心のある琵琶湖に関わる活動や取組についての質問では、琵琶湖等の美化活動に約50%の住民が参加しているとの回答であった(図－25)。毎年7月1日の“びわ湖の日”の前後に行われる、住民一丸となった湖岸や河川の一斉清掃では例年約12万人の住民や滋賀県漁業協同組合連合会など20前後の団体が協力して、本システムの中心にある琵琶湖の保全に取り組んでいる。

このなかで、特に琵琶湖システムと関連の深い取組を見てみると、外来魚釣りによる生態系保全や地産地消の推進については約20%とやや理解が進んでいるが、ヨシ帯、棚田・里山、森林等の保全活動については、他

の項目に比べ理解が低い状況である（図－25）。



図－25 滋賀県民の関心のある琵琶湖に関わる活動や取組<sup>2 2)</sup>

このほか、2013年に滋賀県が行った県政世論調査において、「生物多様性」という言葉の意味を知っている人の割合は20.9%であった。これは、2014年に行われた国の世論調査での同様の質問への回答率16.7%を上回るものだが、十分に高い値とは言えるかは疑問である（図－26）。



図－26 「生物多様性」の認知度<sup>2 3)、2 4)</sup>

こうしたことから、琵琶湖と共生してきた農林水産業や、そこから得られた食材と人との関わりの希薄化、生物多様性によってもたらされる様々な恵みに対する人々の認識の不足も、社会組織の弱体化の背景に挙げられる。

### ③ランドスケープ・シースケープが伝える現代へのメッセージ

当システムのランドスケープ・シースケープは、水田、エリ、ヨシ帯を中心に、1,000年以上にわたる循環型の生業システムを現代に伝える生きた教材でもある。そして、この現場は、現代において、人口増に対応した住宅地や工業・商業地帯、鉄道や道路などの近代的な景観と調和して共存している。



しかし、近代国家における伝統的漁業の継承と淡水資源の保全という、このランドスケープ・シースケープが有する世界的な価値やメッセージは、人々に十分には伝わっていないと考えられる。

2010年に滋賀県が行った調査によると、この地域を訪れる観光客は、自然風景や神社仏閣を目的とするケースが多い（図-27）。具体的には今でも田舟を使って農地を行き来する「権座」、人の営みの中で活用・保全されるヨシ帯、「おかずとり」から発展した水辺における様々な伝統漁法、集落内における謙虚で豊かな水利用を今に伝える「カバタ」、白鬚神社や竹生島など琵琶湖の航行の安全を司り漁業者が祈りを奉げてきた水辺の祭神など、人と自然の長年にわたる相互作用の中で、国の重要文化的景観にも選定されている地域が含まれる。

しかし、祭り・行事・イベント参加・体験を目的とした観光客の割合は低く（図-27）、その景観や文化が、当地域の農林水産業の営みによって作り上げられていることが観光客に十分に理解されていないと考えられる。

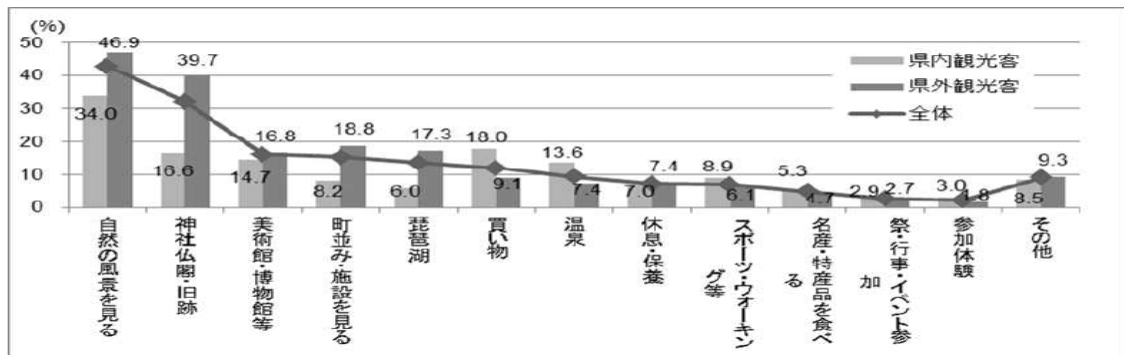


図-27 観光客の主な旅行目的<sup>25)</sup>

また、観光客を受け入れる側である歴史的景観が残る農山漁村の多くでは、すでに述べたように農林水産業に関わる人々の減少が進み、地域内外の人々にメッセージを伝えることに困難が生じてきている。

都市化が進む中であっても水質や生態系を保全しながら生業を継承する意義と重要性について、今後、改めて、より多くの観光客に対し、より深い理解を促す必要がある。このような取組を経て、地域内外に琵琶湖シ

システムのファンを増やし、最終的には当地域における新たな雇用や経済循環の活性化につなげ、当地域の人口減少を食い止めつつ伝統的で持続的な生業の仕組みを継承していくことが必要となっている。

#### ④淡水資源の持続可能性の向上に向けた世界との連携

観光客に「来てもらう」だけではなく、世界的な課題である淡水資源の持続可能性の向上について、私たちから積極的に情報発信していくことも重要である。

これまでも国際会議での情報発信や、世界各地からの研修受け入れ、他地域への支援活動等、世界との連携を実施してきたところである。

代表的なものの一つは、「世界湖沼会議」である。滋賀県が、湖沼の問題に関する国際会議(世界湖沼環境会議)を世界で初めて提唱・開催(1984年)し、その後1986年の米国ミシガン州での開催以降、概ね2年に一度、世界各地で開催されている国際会議である。2016年には第16回会議がインドネシアで開催されたところである。

また、「世界水フォーラム」への参画も挙げられる。これは、3年に1度開催される水をテーマにした世界最大級の国際会議で、2003年に当地域が開催地になっているほか、第8回目の開催(2018年3月ブラジル)では、「湖沼環境保全の重要性」などについて五大湖を有するミシガン州(米国)、リオ・グランデ・ド・スール州(ブラジル)とともに世界に発信するなど、国際連携に取り組んだところである。

さらに、研修受け入れに関しては、具体例として、次のようなものが挙げられる。

##### ○「資源管理型漁業の推進」研修

- ・ 大津漁業協同組合等の協力により、継続的に実施されている JICA 研修(国立大学法人鹿兒島大学水産学部が受託実施)。
- ・ 諸外国政府等の技術系行政官や漁業関係者8~10名が約4日間の研修を受講(全行程は1か月半)。



湖沼に関し世界的な連携を呼びかけた初めての国際会議(世界湖沼環境会議 1984年滋賀県大津市)



漁法(エリ漁)についての研修



- ・内水面漁業の例として琵琶湖漁業を紹介。漁協による資源管理やその歴史、試験研究等について現地研修を実施。北アフリカや東南アジア、南太平洋などからの研修生からの評価も高く、継続的に実施されているもの。
- ・2019年6月にも研修を実施。琵琶湖システムについて紹介する中で、次のような点について熱心な質疑も交わされた。



世界農業遺産の制度や琵琶湖システムについても紹介

- ・湖沼における、新たな魚種の導入について
- ・漁業規制の実効性の向上策について
- ・農地から琵琶湖に流入する水質の保全管理について

### ○水資源の持続可能な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理コース

- ・(公財)国際湖沼環境委員会(ILEC)が実施(受託)する JICA 研修。2017 年度には、諸外国の技術系行政官 10 名が 2 か月にわたって受講。
- ・琵琶湖の漁業や水管理、さらにその周辺における水質や生態系に配慮した農業・水源林管理などを一体的に学ぶ場で、研修生からの評価も高く継続的に実施されている。



湖岸の漁港での研修(上)  
湖魚の遡上支援を行う水田での研修(下)

※(公財)国際湖沼環境委員会(ILEC)は、国連環境計画(UN Environment)との協調や開発途上国支援のための機関(1986年設立)。琵琶湖辺(草津市)に所在。

以上のほか、稲作や内水面漁業が盛んな国々から、視察研修を受け入れてきている。

### (3) 導き出される課題

4つ目の脅威として挙げられる「社会組織の弱体化」に関し、上記で述べてきた状況を踏まえ、導き出される課題は次のとおりである。

#### ①協働の促進

…基準4(文化、価値観及び社会組織)、基準5(ランドスケープ及びシースケープの特徴)関係

#### ②国際的な協力と連携

…基準5(ランドスケープ及びシースケープの特徴)関係

観光産業とも連携しながら、ランドスケープ・シースケープを通じて人々の認識の向上を図り、多様な主体の参画を促進することは、琵琶湖システムの保全において、重要な課題と言える。また人々の絆を地域内だけでなく世界に向かって広げ、国際的な協力体制を強化しながら、世界的な課題である淡水資源の保全に関して国際連携を行うことも、琵琶湖システムの保全において、重要な課題と言える。

こうした課題は、世界農業遺産の基準4（文化、価値観及び社会組織）、基準5（ランドスケープ及びシースケープの特徴）と関わりの深いものであり、その対策については、「B 脅威及び課題への対応策」において説明を行う。

## B 脅威及び課題への対応策

4つの脅威から導き出される上記の各課題に対処するための対応策を以下、順に述べる。

### 脅威1（湖魚の産卵・成育環境の変化）関係（p. 10 参照）

導き出された課題と対応策、関わりの深い GIAHS 認定基準は次のとおりであり、以下順に説明を行う。

課題	対応策	認定基準への該当
(1) 水産資源の 保安全管理	①資源管理型漁業の推進 ・漁業者が行政と取り組む共同管理 ・在来魚介類に対する産卵配慮等 ・琵琶湖環境(気候変動の影響を含む)の調査研究	基準1 基準2 基準3
	②食害の防除 ・外来魚駆除 ・カワウ駆除	
(2) 水質・生態 系の保全	①湖魚の産卵環境等の保全 ・多様な主体が連携する「魚のゆりかご水田プロジェクト」 ・ヨシ帯の再生・保全・活用 ・水草の刈り取り・除去	基準2
	②水質・生態系の保全に向けた「環境こだわり農業」 ・「環境こだわり農産物」の生産の拡大 ・オーガニックの拡大による「環境こだわり農業」の深化	
	③水源林の保全 ・健全な森林づくり ・協働による森林づくり ・ニホンジカによる森林被害防止 ・ニホンジカの個体群管理	

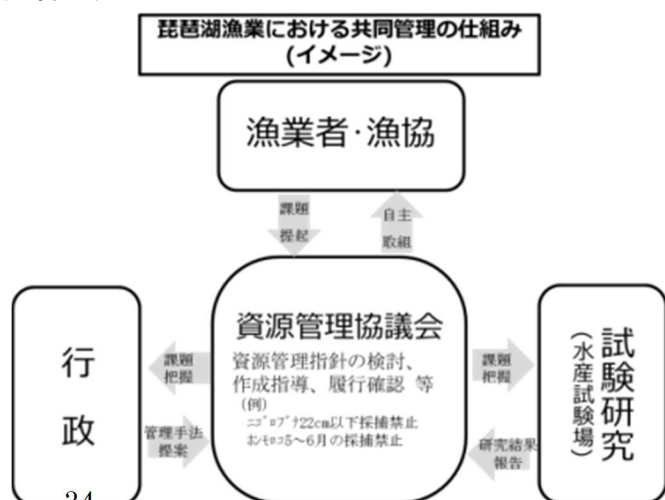
#### (1) 課題1（水産資源の保安全管理）への対応策

##### ①資源管理型漁業の推進

##### （漁業者が行政と取り組む共同管理）

漁業者、行政、試験研究機関が、琵琶湖の水産資源や漁獲の現状について検討する会議を適時開催することで、効果的な資源管理型漁業を推進し琵琶湖の水産資源の持続可能性の向上に努める。実施にあたっては漁業者及び資源管理協議会（県（水産

図-28 共同管理の体制



課、水産試験場)、滋賀県漁業協同組合連合会、滋賀県水産振興協会から構成される)が連携して取り組む。

### (在来魚介類に対する産卵配慮等)

水産資源の保全に向け、引き続き産卵に配慮した漁獲制限等に漁業者と行政が一体となって取り組む。また、琵琶湖の重要水産資源であるニゴロブナ、ホンモロコ、アユ、ビワマスなど、種苗放流を行うことで水産資源の保全を図り、琵琶湖漁業の持続可能性の向上につなげる。実施にあたっては県や滋賀県水産振興協会、滋賀県漁業協同組合連合会が連携して取り組む。



未成熟魚の採捕禁止のポスター



ニゴロブナ稚魚放流

### (琵琶湖環境(気候変動の影響を含む)の調査研究)

琵琶湖の水産資源や漁獲状況と併せて琵琶湖の環境条件についても継続的に調査することで、水産資源の持続可能性の向上や水質保全を図る。また、在来魚の漁獲量の確保・増加に向けて、森林・河川・琵琶湖などの流域環境や物質循環などに注視した調査研究を進める。実施にあたっては、漁業者と県(水産課、水産試験場、琵琶湖環境科学センター、琵琶湖博物館)が連携して取り組む。



ホンモロコの耳石標識による資源動向調査

## ②食害の防除

### (外来魚駆除)

1980年代から増加してきたブラックバスやブルーギルによる在来魚に対する食害を低減するため、漁業者による外来魚駆除の実施や、釣り人によるリリース禁止の遵守など、一般市民も参加する外来魚駆除活動に取り組んできた。その結果、近年では琵琶湖の外来魚の生息量は1,000t前後まで減少した(図-2)。今後も引き続きこれらの取組を推進するとともに、効率的な駆除技術の研究・開発を行う。また、駆除された外来魚の料理としての活用や、堆肥等への活用も進める。



外来魚釣り大会のチラシ

〈漁業者による取組〉

- ・小型のエリ、刺網等を用いた駆除

〈釣り人や子どもたちの参画〉

- ・県条例による再放流の禁止(回収箱の設置)、  
外来魚釣り大会の開催

〈料理、飼料、堆肥への活用〉

- ・漁協での6次産業化やレストランでのメニュー化、  
学校での料理講座開催等



外来魚回収箱

これらの取組によって個体数を減少させることで琵琶湖の生物多様性の保全と、漁業被害の低減を図り持続的な水産業を振興する。実施にあたっては、県と滋賀県漁業協同組合連合会が連携し、漁業者による外来魚駆除の取組を進めていく。



駆除された外来魚

### （カワウ駆除）

1990年代から増加してきたカワウの食害による漁業被害を低減するため、県内の主要な営巣地における銃器での捕獲作業により、かつてカワウによる被害が許容できた頃の生息羽数4,000羽を目標に個体数調整を実施し、琵琶湖の生物多様性を保全する。また、漁場においては花火による追い払いや防鳥糸の設置による飛来防除を実施することで漁業被害を低減し、琵琶湖漁業の持続可能性の向上を図る。これらの取組には県、市町、漁業協同組合、猟友会などの関係組織が協力して実施する。



エアライフルによるカワウの駆除

## （2）課題2（水質・生態系の保全）への対応策

### ①湖魚の産卵環境等の保全

#### （多様な主体が連携する「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組拡大）

「魚のゆりかご水田プロジェクト」に新たに取り組む地域の確保や、既存の活動組織の取組継続のため、取組着手に必要な経費の支援や、より効果的な魚道設置にかかる技術的支援などを県が行い、水田への魚の遡上を支援する取組の維持・拡大を図る。このことにより、湖魚の産卵・成育場を保全し、琵琶湖の生物多



魚道の設置作業

様性保全と在来魚の漁獲量の確保・増加を図る。実施にあたっては、課題解決に向けて互いの技術やノウハウを共有するために活動組織間の情報交流を図る。さらに活動理念に賛同する企業からの支援を受けるなどして、県と「琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会」や各活動組織（農業者や地域住民など）、企業・学識者等が連携して取り組む。

### （ヨシ帯の再生・保全・活用の取組の継続・拡大）

琵琶湖の生物多様性保全と在来魚の漁獲量の確保・増加に向けた魚類の産卵繁殖の場の確保や琵琶湖の原風景である自然環境の復元に向けて、ヨシ帯の再生を実施する。そして、造成したヨシ帯についてモニタリングを行い、魚類の産卵繁殖の場としての機能などヨシ帯が本来有する機能が十分に発揮されているか科学的評価を行う。実施にあたっては、県（水産試験場）と連携しながら取り組む。



ヨシの植栽

また、ヨシ帯の保全・活用にあたっては、ボランティアなどによるヨシの刈り取り、清掃、火入れなどの維持管理や、堆肥やヨシ紙への利用、環境学習、自然観察の場として活用する。これらの活動の実施にあたっては、企業からの支援等も得つつ、地域住民、各種団体、学校、行政機関などと協働して取組を進める。

#### <参考：ヨシの活用事例>

#### 1. 伝統的なヨシ製品（伝統的日本人家屋では古来よりヨシを多用）

・ **ヨシ屋根** 日本の伝統的家屋では、瓦が普及する前は、ヨシ、ススキ、ワラなどの屋根材が使用されたが、ススキやワラに比べてヨシは耐久性や排水性に優れている。また、ヨシ屋根の家は夏涼しく冬暖かで、現在も一部で使用されている。



- ・ **葦簀（よしず）・簾（すだれ）** 代表的なヨシ製品で最も目にする機会の多い製品。
- ・ **夏障子** 風通しがよく涼しい夏用の障子。
- ・ **ヨシ衝立** 座敷などのインテリアとして使用。今でも京都の高級茶寮や料亭をはじめ、仕上げにこだわった一般住宅などでも需要がある。

#### 2. 現代的なヨシ製品

- ・**ヨシ紙等** ヨシ紙は、非木材パルプ紙として有望な素材。(株)コクヨ工業では、琵琶湖の環境を守るという理念のもと、ヨシの活用に取り組み、地域社会と連携した活動を実践する「リエデンプロジェクト」を2007年11月に発足。ヨシを素材とした文具製品約80点(ノートやコースターなど)を開発。また地域との連携を深め「ヨシでびわ湖を守るネットワーク」(現在127の個人や団体・企業が参加)を立ち上げ、ヨシを「刈る」「作る」「使う」という“ヨシ活用のサイクル”を好循環させ琵琶湖の環境保全に努めてきている。こうした活動が認められ、「リエデンプロジェクト」は

2018年第20回日本水大賞経済産業大臣賞を受賞。琵琶湖のヨシ紙は人気があり、コ



(左：ヨシ筆、右：ヨシ100%名刺)

クヨ工業の他にも、様々な企業等がヨシ紙を生産している。

- ・**水田暗渠資材** 水田の排水を良くするために活用。地下に埋設する排水管のまわりにヨシの束を敷き詰めて使用。
- ・**ヨシ腐葉土** 水はけをよくしたり、よい土をつくるための土壌改良剤として使用。花き栽培に特に有効。
- ・**食品** 地域活性化の一環として、ヨシを粉末にして「うどん」や「そば」、さらに近江米と混ぜて「せんべい」やジェラートに活用。昔からヨシの芽や地下茎が漢方薬としても活用されている。



(葦(ヨシ)うどん)

### ○ヨシの活用量(概算)

伝統技術を受け継ぐ企業等が、現在でもヨシを活用する事業を展開しており、近年(5~6年)の使用量は年間約200トンで推移している。その内訳は次のとおりである。

- ・ヨシ屋根材100トン ・簾(すだれ)等10トン ・ヨシ腐葉土2トン
- ・水田暗渠排水用資材38トン ・ヨシ紙50トン(関係者ヒアリングによる)

### (水草の刈り取り・除去)

水草の大量繁茂による環境の悪化が進む中、魚類および貝類の生息環境を改善し、かつての望ましい状態に近づけることを目標に、水草の根こそぎ除去や、表層部の刈取りなどの対策を行う。また、漁業者が行う根こ



水草除去による湖底環境改善

そぎ除去などの取組に対しても支援を行う。さらに資源の有効利用として、堆肥化等の研究も進める。こういった取組を通じて、琵琶湖の生物多様性の保全と持続的な水産業の振興を図る。実施にあたっては、琵琶湖の環境変化に詳しい滋賀県漁業協同組合連合会や公益財団法人淡海環境保全財団など関係団体からの経験に基づく助言を得ながら、県研究機関（琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、水産試験場）によるモニタリング調査や課題の解決につなげる調査研究を進め、その知見や成果をもとに県（水産課）が水草対策を進める。

## ②水質・生態系の保全に向けた「環境こだわり農業」

### （「環境こだわり農産物」の生産の拡大）

琵琶湖の水質と生態系の保全に寄与する「環境こだわり農産物」の生産拡大と品質向上のため、水稻新品種「みずかがみ」の作付けを推進する。「みずかがみ」は、近年の地球温暖化に起因する夏の高温による品質低下に対応するために滋賀県が開発した新品種であり、

全量が「環境こだわり農産物」として栽培されている。また、一般財団法人日本穀物検定協会が公表する米の食味ランキングにおいて、2015年産から3年連続で「特A」を取得している良食味品種であり、米の卸等から生産拡大を強く求められている。実施にあたっては、県、農業団体等の関係機関による食味、収量、品質の高位安定化に向けた生産者の組織的な取組の支援、卸ニーズ等を生産者に直接伝える場の設置等により作付け拡大に取り組む。



水稻新品種「みずかがみ」

### （オーガニックの拡大による「環境こだわり農業」の深化）

農業の自然循環機能を増進し、更なる環境への負荷削減に努めるため、「環境こだわり農産物」の生産を深化させ、オーガニック農業（有機農業）など生態系を育みながら、安心・安全な農産物を供給する高度な取組を進める。このために、県・

滋賀県農業技術振興センターなど関係機関により、安定生産実現のための栽培マニュアルの策定、栽培技術の普及・啓発、栽培研修会の開催など、生産者に向けての取組を拡大する。また、JAや企業などと連携し、消費者への働きかけや新規販路の開拓に取り組む。



機械除草作業



### ③水源林の保全

#### (健全な森林づくり)

木々が健全に育ち、下草繁茂による土壌の保全が維持される森林づくりを推進する。具体的には、間伐等の適切な管理を実施するとともに、地域で継承されてきた林業技術などを活かしながら、地形、気候、植生など地域の特性に応じた森林整備を進める。また、伐採後には低コスト造林技術を活用した確実な再造林などを支援し、森林の適正な更新を図る。これらの取組により、水源の涵養など、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に貢献する。実施にあたっては、県、市町、森林所有者、森林組合が連携、協力して行う。

#### (協働による森林づくり)

森林の多様な価値を発信し、森林・林業の情報を積極的に提供することにより、多様な主体の参画による森林づくりの取組を推進する。自伐林家など意欲ある森林所有者に対しては、森林整備や技術に関する情報提供などの支援を行い、また森林づくり活動に取り組む企業に対し、活動場所やパートナーの紹介などを通じ、適切な森林づくりが行われるよう支援する。さらに下流の市民団体や漁業者、ボランティア等と上流の森林所有者等との上下流連携による森林づくりを推進し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に貢献する。実施にあたっては、県、市町、地域住民、森林所有者、NPO、ボランティア団体などと連携し行う。

#### (ニホンジカによる森林被害防止)

人工林における剥皮被害などの林業被害に対して、幹へのテープ巻きや防護柵の設置などの被害防止対策を引き続き実施する。また、奥山や高標高域までに及んでいる下層植生の衰退による森林の水源を涵養する機能の低下に対しても、防護柵の設置等の被害防止対策を引き続き実施する。実施にあたっては、県、市町、滋賀県森林組合連合会と連携を図り行う。



幹へのテープ巻き

#### (ニホンジカの個体群管理)

さらに、ニホンジカによる被害全般へのリスク軽減対策として、捕獲等の個体群管理にも併せて取り組んでいく。捕獲された個体については、資源利用による地域振興に活用できる方策を関係部局と連携を図りながら検討するとともに、解体処理加工施設を整備し、食肉利用の拡大のための普及啓発を行う。実施にあたっては、県、市町、滋賀県森林組合連合会、狩猟者団体等と連携を図り行う。

**脅威 2（担い手の減少）関係**（p. 19 参照）

導き出された課題と対応策、関わりの深い GIAHS 認定基準は次のとおりであり、以下順に説明を行う。

課題	対応策	認定基準への該当
(1) 担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承	①漁業就業者の確保・育成 ・伝統的漁法の継承と新たな漁業就業者の確保・育成 ・伝統的漁法を活用した体験機会の創出	基準 1 基準 3
	②農業における担い手の確保 ・新規就農者の確保・育成 ・「魚のゆりかご水田米」のブランド化 ・「環境こだわり農産物」の理解促進と消費拡大 ・地域ぐるみで取り組む農地・水路・農道・農村環境の保全 ・農業水利施設のアセットマネジメント	
	③林業における担い手の確保 ・林業従事者の確保・育成 ・「びわ湖材」の利用推進	
(2) 農林水産業の魅力向上	①6次産業化の推進 ・6次産業化と女性の活躍推進 ・商工観光事業者等との連携と地産地消	基準 1

**（1）課題 1（担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承）への対応策**

**①漁業就業者の確保・育成**

**（伝統的漁法の継承と新たな漁業就業者の確保・育成）**

琵琶湖漁業の多彩な伝統漁法は、資源を保全しながら営まれてきたもので、人々の知識と知恵の結晶である。その技術を次世代に継承し、新たな漁業就業者を確保するため、必要な技術や知識の習得機会を提供する就業体験研修に取り組む。この研修では、就業希望者が漁業現場で現役の漁業者に師事しながら、操船や漁労の技術、漁村での暮らし等について学べる機会を提供する。併せて、就業相談対応窓口の設置や、就業者支援フェアへの出展も行う。実施にあたっては、国の研修制度を活用しながら、県と滋賀県漁業協同組合連合会、各漁業協働組合、漁業者等が連携して取り組む。



漁業体験研修

**（伝統的漁法を活用した体験機会の創出）**

琵琶湖漁業の多彩な伝統的漁法の継承にあたっては、漁業者によるエリ漁などの体験漁業や出前授業など、子どもの頃から伝統漁法そのものの価値に

親しむ機会の創出も図り、その重要性についての理解醸成に努める。取組の実施にあたっては、漁業者や漁業協同組合のみならず、地元の自治体や観光産業、NPOなどとの連携により、地域のエコツーリズムとしての活用も目指す。



エリでの漁業体験

## ②農業における担い手の確保

### (新規就農者の確保・育成)

琵琶湖の水質と生態系の保全に寄与する「環境こだわり農業」を担う新たな人材を育成し、地域の伝統文化や風土を受け継ぐ魅力ある農山漁村地域を次世代へ継承するため、新規就農者の確保・育成を図る。これに向けて、子どもの頃からの成長段階に応じて、体験等を通じた就業意欲の喚起から就農相談、技術の習得、さらに就業後の定着を図るため



就農準備講座

の技術・経営指導まで切れ目ない対策を講じる。実施にあたっては、既存の補助制度等や融資制度を活用しながら、農業者等の協力のもと県は青年等就農計画の策定や技術習得など経営安定に向けた支援、市町は青年等就農計画の認定や各種助成制度の活用による支援、農業協同組合は生産資材の供給や生産物の集荷・販売の支援など各機関が役割分担をしながら連携して取り組む。

### (「魚のゆりかご水田米」のブランド化)

「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組拡大に加えて、「環境こだわり農産物」の技術により栽培された米を有利販売できるよう、「魚のゆりかご水田米」をブランド米として確立させ、より多くの農業者による「魚のゆりかご水田米」の栽培につなげる。さらに、酒造会社や菓子店などとの連携により6次産業化の取組も進める。このことにより、「魚のゆりかご水田米」の付加価値を高め、経済的自立と活動地域の拡大につなげ、この取組の持続可能性を高める。実施にあたっては、取組への理解促進や米の販路拡大に向けて、活動組織、農業団体、行政や大学が連携して啓発・普及活動を行う。



「魚のゆりかご水田米」

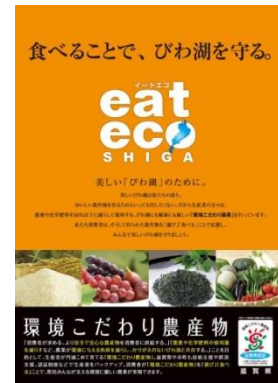
### （「環境こだわり農産物」の理解促進と消費拡大）

「環境こだわり農産物」について消費者の理解を促進し、その需要を高めることで、農業者の取組拡大につなげる。これにより、農業分野からの琵琶湖への汚濁負荷削減や、琵琶湖の自然環境や生物多様性の維持を図る。

具体的には、農産物直売所や量販店等における専用コーナー設置を促進し、生産物の安全・安心はもとより、「eat eco 食べることで琵琶湖を守る！」を合い言葉に、

地産地消をはじめ、首都圏や京阪神地域に向けて琵琶湖の環境保全を強調したPRを展開する。また、農業者による認証マーク表示や、「環境こだわり農産物」を利用した加工食品の開発、給食・飲食店等での利用の促進、子どもたちへの食育などの取組を進める。

実施にあたっては、県、市町、農業団体、農産物販売業者、消費者グループ等との連携を深めながら、積極的なPR活動を展開するなど、生産・流通・消費を結ぶ取組を積極的に行う。



「eat eco」ポスター

### （地域ぐるみで取り組む農地・水路・農道・農村環境の保全）

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農家、土地持ち非農家、地域住民が協力して行う農業濁水の流出防止や水の透視度調査など、地域の共同活動を支援し、水路や農道等の地域資源の適切な保安全管理を推進する（「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」）。実施にあたっては、集落機能の低下等により水路や農道等を維持管理する共同活動が低迷している集落への働きかけを強化し、市町単位や土地改良区単位の広域活動組織の設立支援、研修会の開催など、活動組織に対する技術的支援を充実する。地域資源の適切な保安全管理のための取組の充実・向上を図る地域資源保安全管理構想の策定への支援を強化し、ホームページや情報誌の発行等による情報発信を充実する。



水路の補修

### （農業水利施設のアセットマネジメント）

農業水利施設の老朽化に対応するため、農業水利施設を資産（アセット）としてとらえ、この資産の適切な日常管理による施設のさらなる長寿命化を図ることに加え、各施設の機能診断から老朽化の度合いを見極め、効率的・効果的かつ低コストでの保全・更新を進める。また、更新の際には、より琵琶湖の環境への負荷を軽減するため、



水路の機能診断・評価

節水や農業排水の循環利用が可能となるシステムへの転換を行う。これにより農業分野からの琵琶湖への汚濁負荷を削減し、琵琶湖の環境や生物多様性の維持に貢献する。実施にあたっては、施設整備のための既存の補助制度等を活用し、県、市町、滋賀県土地改良事業団体連合会、各土地改良区が情報を共有し、それぞれの役割分担のもと各団体が連携して取組を行う。

また、農業者の高齢化や減少に伴う農業水利施設の管理体制の脆弱化に対応するためには、地域住民など多様な主体の参画が必要となる。このため、農業水利施設を活用した琵琶湖の汚濁負荷削減の取組をはじめ、これらの施設が有する親水空間・防火機能・生物多様性など様々な多面的機能の啓発により理解促進を図る。実施にあたっては、県や施設を管理する市町や各土地改良区などと連携し、地域住民との協働による農業水利施設の維持管理体制の強化に取り組む。

### ③林業における担い手の確保

#### (林業従事者の確保・育成)

水源林の適切な管理を継続的に実施するため、滋賀県林業労働力確保支援センターによる就業相談窓口の設置や、既存の補助制度等、融資制度を活用しながら、県、市町、滋賀県森林組合連合会が協力して、就業者の確保・育成に取り組む。また、林業者等の協力のもと小学生への森林環境教育の実施や、中学生を対象とした林業就業体験学習を通じて、子どもたちの林業への理解促進や次代の担い手育成に取り組み、森林の多面的機能の持続的な発揮に貢献する。



作業道作設オペレーター研修

#### (「びわ湖材」の利用推進)

地域の林業を振興し、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、「びわ湖材」の利用推進を図る。このために、当地域の風土にあった木材として、木のぬくもりや良さを体感する機会を消費者へ提供するとともに、積極的に使うことを普及啓発していく。また、一定量以上の「びわ湖材」を用いた住宅への助成制度や、「びわ湖材」を用いた製品の導入、公共施設への使用、薪ストーブ・ペレットストーブの導入支援、森林資源を利用した製品開発などに取り組み、地域産材を使うことへの理解と需要の創出を図る。実施にあたっては、県、市町、林業・木材産業関係団体と連携し、利用推進に努める。



びわ湖材を使用した住宅

## (2) 課題2(農林水産業の魅力向上)への対応策

### ①6次産業化の推進

#### (6次産業化と女性の活躍推進)

地域の農産物と消費者を直接つなげるための有効な取組として、農林漁業者自らが加工品製造や直売にまで携わる6次産業化がある。こうした6次産業化の推進に向け、事業戦略や商品開発、マーケティングなどへの相談・サポート体制を構築するとともに、農林水産物を活用した新商品開発



商品試作の検討

等に係る施設や機械整備への支援を行い、農林漁業者の経営の高度化や収益の増加を図る。また、生活者や消費者の目線でアイデア豊富な女性が、その感性や能力を発揮できる場づくりと、農山漁村の活性化に向けた取組を推進するため、アグリビジネスの取組や起業への支援を行い、女性の活躍機会を創出する。実施にあたっては、先輩女性による就業相談や経営塾など女性農業者のネットワークを構築など、県、市町、関係団体がそれぞれ連携して進める。

#### (商工観光事業者等との連携と地産地消)

湖魚をはじめ県産農水産物の地産地消を推進する「おいしがうれしが」キャンペーン登録店舗の増大や、オーガニック米を用いた地酒などの健康メニューを提供する事業者の創出、びわ湖材の利用促進を行う。



「おいしがうれしが」キャンペーン

あわせて、県内宿泊施設との連携による観光客向けPR企画の実施、海外でのPRや商談機会等の充実、地理的表示など知的財産の取得の推進による食のブランド力の強化を図る。

取組の一環として、農林漁業者と商工・観光事業者、大学等の研究機関などとの産業の枠組みを超えた連携により、地域活性化に向けた農林水産業を基盤とした新ビジネスの創造も支援する。

**脅威3（食文化の衰退）関係** (p. 24 参照)

導き出された課題と対応策、関わりの深い GIAHS 認定基準は次のとおりであり、以下順に説明を行う。

課題	対応策	認定基準への該当基準
(1) 食文化の継承	①湖魚を用いた食文化の継承と発展 ・湖魚を食べる機会の創出 ・食文化の継承と発展に向けた提案や発信	基準4

**(1) 課題(食文化の継承)への対応策**

**①湖魚を用いた食文化の継承と発展**

**(湖魚を食べる機会の創出)**

琵琶湖漁業の持続可能性を高め、多彩な伝統漁法とその技術を次世代へ継承するため、湖魚を用いた伝統的な食文化を体験し学ぶ機会の創出を図る。これに向け、学校給食での食育や漁業者による出前授業など子どもの頃から湖魚と漁業に慣れ親しむ取組を展開する。実施にあたっては、県と滋賀県漁業協同組合連合会、漁業者等が連携して取り組む。



「琵琶湖八珍」

**(食文化の継承と発展に向けた提案や発信)**

湖魚を使った食文化の継承に向けて、体験講習会や品評会により、フナズシの漬け込み技術の継承を図る。また、新たな視点に立った、湖魚を用いる食文化の発展に向け、「琵琶湖八珍」などの湖魚を扱う事業者と連携し、健康食としての価値の再発見や新しい食べ方など、現代のライフスタイルのニーズに合った調理方法等を提案し発信する。



湖魚を使った料理

とりわけ、滋賀県漁業協同組合連合会青壮年会はこれまでから、漁協の枠を超えて連携を深め、活発な活動を展開させている。小・中・高等学校などでの美味しい湖魚料理の紹介、「琵琶湖八珍」としてブランド化した湖魚のスーパーやレストランでのPR、東京での食文化発信、さらに漁場環境の改善(湖上の清掃活動)などに自ら取り組んでいる。全国漁業協同組合連合会等の主催による「第4回Fish-1グランプリ」(2016年)では、「漁師自慢の魚 プライドフィッシュ料理コンテスト」部門で、同青年会(現・青壮年会)が「天

然ビワマスの親子丼」を出品し、大勢の参加者の好評を博し、グランプリにも輝いた。また、全国イベント「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」((一社)大日本水産会主催・毎年開催)にも積極的に出展し、未利用魚(ニゴイ等)の活用についてもPRし、市場の新規開拓も図っている。

今後も、こうした取組を推進していく方向であり、実施にあたっては、県、市町、関係団体、農林漁業者、学校等が連携して進める。



滋賀県漁連青年会が出品した「天然ビワマスの親子丼」と全漁連等主催の「Fish-1 グランプリ」(2016年東京・日比谷)でのグランプリ受賞



**脅威 4（社会組織の弱体化）関係** (p. 27 参照)

導き出された課題と対応策、関わりの深い GIAHS 認定基準は次のとおりであり、以下順に説明を行う。

課題	対応策	認定基準への該当
(1) 協働の促進	①人々の連携の推進 ・集落を中心とした多様な主体と連携した話し合いの推進 ・多様な主体の活動に対する支援	基準 4 基準 5
	②自然と人との関わりの強化 ・生物多様性への子どもたちや地域住民の理解促進 ・多様な主体による保全再生活動の推進	
	③人々の理解促進に向けたツーリズムとの連携 ・農山漁村におけるエコツーリズム・グリーンツーリズム推進 ・地域資源の持続可能な活用・保全を促進するための観光産業との連携 ・湖と陸のつながりを重視する取組の促進に向けた認証制度の創設	
(2) 国際的な協力と連携	①世界とのさらなる連携 ・教訓のさらなる発信 ・G I A H S 認定地域との連携	基準 5

(1) 課題 1 (協働の促進) への対応策

①人々の連携の推進

(集落を中心とした多様な主体と連携した話し合いの推進)

長年にわたって育まれてきた集落ごとの仕組みや伝統的な地域文化を次世代に継承し、集落自らが描く将来展望を実現するため、集落における話し合いを推進する。実施にあたっては、「地域農業戦略指針」(2015年滋賀県作成)を手引きとし、各市町単位で設置されている県・市町・関係団体等からなる戦略会議の構成員が、集落の役員等に働きかけ、話し合いのきっかけ作りや話し合いの場での助言、集落リーダーの育成や専門家の派遣等の支援を行う。



集落での話し合いの様子

(多様な主体の活動に対する支援)

「マザーレイクフォーラム」や「淡海の川づくりフォーラム」など、消費者、研究者、NPOなど多様な主体が意見交換を行い、連携する場の活性化を今後も引き続き行っていく。

## ②自然と人との関わりの強化

### (生物多様性への子どもたちや地域住民の理解促進)

将来を担う子どもたちが自ら琵琶湖やそれに関わる農林水産業の大切さを学ぶとともに、環境保全活動に取り組む力を身につけることを目指した取組を行う。具体的には、小学校教育課程における「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」体験学習を継続し、生物多様性への理解を促



湖上での体験学習「うみのこ」

すプログラムに加え、「世界農業遺産」としての琵琶湖システムや、住民参加の意義について学習する項目を加える。また、小学校から高等学校の各課程を通じて琵琶湖をテーマにした環境教育を実施し、児童・生徒が主体的に環境活動に取り組むエコ・スクール活動も行う。こういった取組を通じて、当システムの生物多様性の保全と持続的な利用を推進する。実施にあたっては、農林漁業者等の協力のもとで県・市町、各団体がその活動を支援する。



農業体験学習「たんぼのこ」

### (多様な主体による保全再生活動の推進)

社会経済活動と生物多様性保全の両立を図るため、生物多様性の保全や自然資源の持続的な利用に取り組む企業や農林漁業者等を認証する制度を県が創設する。そして、取組を広く周知することで、当地域における環境保全再生活動の裾野を広げ、当システムの生物多様性の保全と地域資源の持続可能性の向上を図る。具体的には、企業、農林漁業者などが行うヨシ帯保全や水源林の保全活動、木材などの自然由来の商品の原材料調達、事業活動による環境負荷の低減などを対象とする。

## ③人々の理解促進に向けたツーリズムとの連携

### (農山漁村におけるエコツーリズム・グリーンツーリズムの推進)

地域住民による、農山漁村の豊かな環境、農林水産業の営みの中で育まれた「食」や「文化」などの地域資源を生かした体験メニューや特産品の開発等に対して、行政、企業、大学、NPOなど多様な主体が連携して支援を行う。具体的には、持続可能な取組に発展するよう都市農村交流に関する取組の登録制度を県が創設し、市町等と



都市農村交流

も連携しながら取組団体等に対する支援体制を構築するとともに、新たな都市農村交流体験メニューの開発支援や研修会等を通じたネットワーク化を通

じて、エコツーリズムやグリーンツーリズムの推進を図り、長年にわたって形作られてきた農山漁村地域の景観や文化を継承する。

### （地域資源の持続可能な活用・保全を促進するための観光産業との連携）

農山漁村における地域資源の持続的な活用・保全を推進するため、美しい風景に隠された農林水産業の営みのストーリー化、生産者と消費者との交流活動の促進、観光事業者と連携し当システムを紹介する周遊ルートの検討、国内外からの観光客や教育旅行の誘致活動、自転車で琵琶湖を一周する「ピワイチ」との連携など、農林漁業者と観光事業者等の多様な主体が取り組む観光コンテンツの開発を支援することで、新たな地域の雇用や経済循環の創出など農山漁村の活性化につなげる。

### （湖と陸のつながりを重視する取組の促進に向けた認証制度の創設）

当システムの総合的な保全・活用に向け、農林水産業や食文化、地域の伝統行事、環境保全活動など各分野における語り部の登録制度の創設を検討するとともに、シンポジウムやセミナー等を開催し広く発信する。さらに、システムの保全を推進し、関連製品の付加価値向上を促進するため、これらに貢献する様々な取組を、システムを象徴するロゴマークを使ってPRする認証制度の創設を新たに検討する。実施にあたっては、協議会を母体に関係者の協力のもとで進める。

## （2）課題2（国際的な協力と連携）への対応策

### ①世界とのさらなる連携

#### （教訓のさらなる発信）

当地域は、内水面漁業を含む世界各地の湖沼の課題解決に向け、持続可能性の向上に寄与してきた営みや近代化の中で得てきた教訓、科学的な研究成果について、先に述べたとおり、これまでから世界への情報発信に努めてきている。

今後は特に気候温暖化への対応も喫緊の課題となる中、淡水資源の保全に関する世界的な研究拠点としての役割も有する当地域は、2019年5月に実施された「気候変動と農業技術国際シンポジウム」の開催地にも選ばれたところである（農林水産省主催、F A

**AGRICULTURE IS THE SOLUTION! for Climate Change**  
May 13th-15th 2019  
At Otsu-city, Shiga prefecture, JAPAN  
participation FREE

**May 13th** AGRICULTURE IS THE SOLUTION for climate change  
10:00-18:00 (open 9:30) Public symposium Venue: Biwako-hall (15min from JR Otsu St.on foot)  
Language: English and Japanese  
Key note speech: Climate change and agriculture, forestry and other land uses, IPCC  
Setting the scene: UN Food and Agriculture Organization, UN Framework Convention on Climate Change, Fiji, Sudan  
Sharing good practices: Success stories from production sites around the world, approaches covering the supply chain  
Wrap up: Way forward "Agriculture is the solution for climate change, with your participation"

**May 14th** 8:30-17:30 Field Tour  
Paddy field, Orchard for baby fish, and facility using local renewable energy, etc.

**May 15th** 9:30-18:00 Workshop to connect scientists and farmers  
Improved soil carbon, soil health and soil fertility for agriculture and climate change  
Venue: Meeting Room close to Biwako-hall (to be announced)

Hosted by **MAFF** Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

Supported by **FAO** Food and Agriculture Organization of the United Nations, **UN Women**, **Shiga Prefecture**, **THE WORLD BANK**

**Symposium Online Registration**  
Prior registration is required to participate.  
<http://www.maff.go.jp/e/policies/enviagsol.html>

Please scan this QR code and visit our site, or search the internet for "agsol maff"

○後援)。

今後は「世界農業遺産」の認定を得て、淡水資源の持続可能性の向上が喫緊の課題となる世界の中で、より一層の国際連携に尽力し、国連が定めた持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献する方針である。



#### **(G I A H S 認定地域との連携)**

私たちは、世界における伝統的で持続的なシステムについての学びを深めるため、他地域との情報交換や地域間交流を進め、情報発信や事業の開催に取り組み、国際社会へのさらなる連携に取り組む。

### 第3 予算とモニタリング方法

#### 1 保全計画の実施体制

当申請の主体である「琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会」（以下、協議会という。）は、これまで琵琶湖の恵みを楽しんできた当地域すべての自治体をはじめ、農林漁業者団体、関係団体、大学・研究機関、企業、住民、消費者などが参加している。

当協議会は、「森・里・湖に育まれる 漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」の伝統的な優れた仕組みを次世代に継承し、GIAHS認定地域としてその保全と活用を図るため、当保全計画の進行管理とモニタリング評価を行うなど、取組実施の指導的な役割を担う。

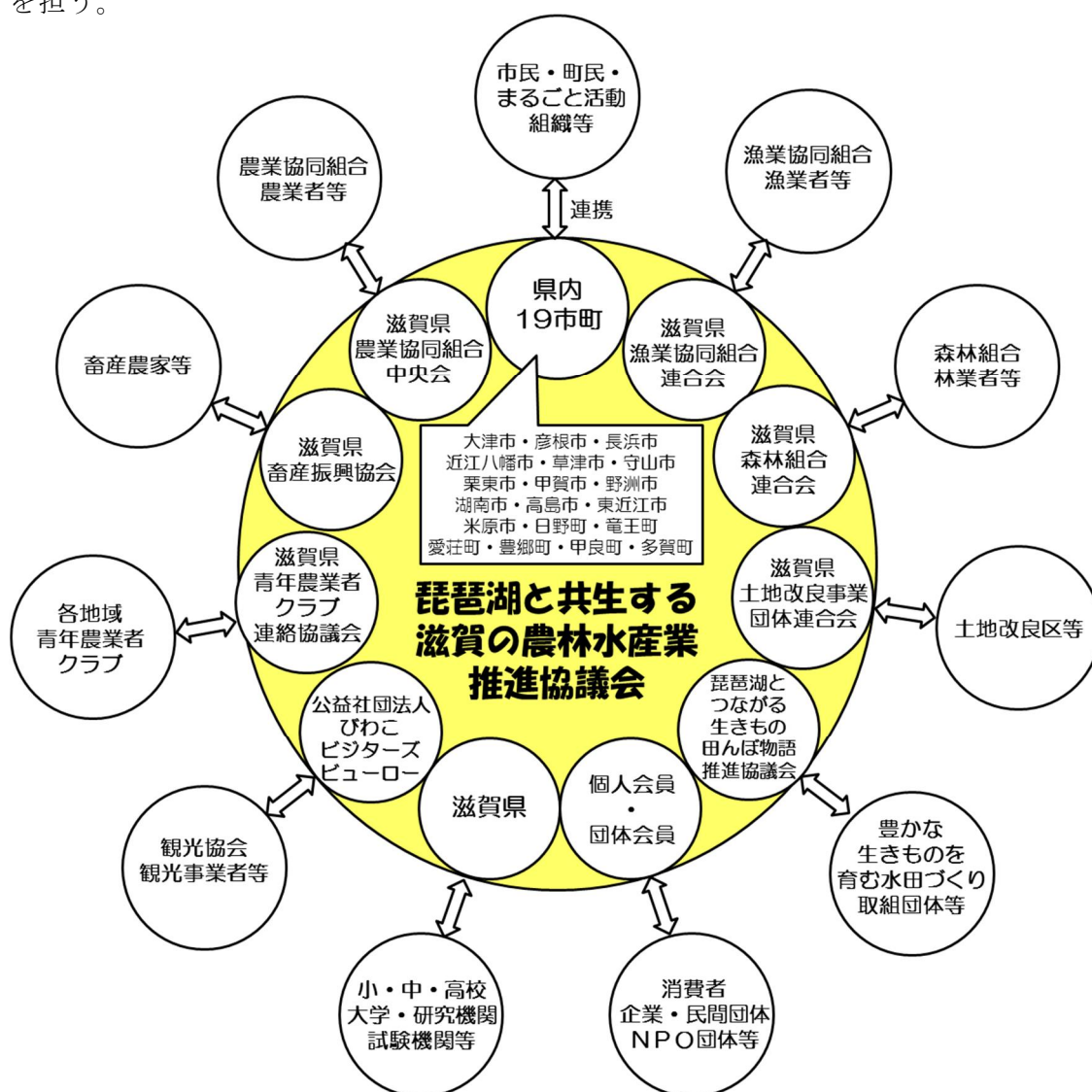


図-27 保全計画の実施体制図

アクションプランの予算は、県、市町、団体をはじめとする当協議会の構成員による財政支援を中心としながら、必要な国の支援も得ていく。また、申請システムの中で得られた収益を保全に活用する経済的な循環の仕組みや、申請システムの保全に賛同する企業、グループ、個人からの援助を受け入れる仕組みを検討していく。

これらに加え、申請システムでは、大勢の市民(消費者)の参画が大きな力となる。様々な課題に対し、これまでから、行政だけでなく市民も一緒に課題に向き合い、解決に取り組んできている。琵琶湖の富栄養化の防止に向けた市民運動と条例制定、漁業者の活動から始まった琵琶湖集水域全体での清掃活動、企業や学生が参加する琵琶湖のヨシ帯保全や水草除去は、その代表例である。こうした消費者の参画も促進しながら、アクションプランに取り組んでいく。

## 2 モニタリングと評価

協議会では、保全計画において設定した各指標の目標値に対して、毎年、達成度を測定することにより進捗状況の確認を行い、その結果を総会で報告する。

当システムを取り巻く社会や経済、技術の変化のほか、進捗状況や現場の声を踏まえて、適宜計画の追加を行うとともに、必要な場合は計画の見直しを検討するなど、柔軟な対応を図る。

また、既認定地域との意見交換や情報共有を図るとともに、社会環境の変化や国や県の施策の方向性を踏まえることにより適切な対応につなげる。

## 3 会員の役割

### (1) 滋賀県の役割

県は、市町や多様な主体とともに、琵琶湖の環境と調和した農林水産業の振興、生物多様性の保全、自然・文化・風土の継承など、当システムの保全・活用に総合的に取り組む。

### (2) 市町の役割

地域内外への情報発信、資源管理、後継者育成、環境保全活動、産業振興、環境教育、国内外との交流等を進めるなど、地域振興策の実施および関係団体への支援に取り組む。

### (3) 各団体の役割

地域内外への情報発信、資源管理、後継者の育成、環境と調和した生産物の生産振興・流通促進、環境教育等を進めるなど、当システムの保全と活用を進める。

### (4) 大学・研究機関等

地元自治体や地域住民と連携し、研究成果を地域に還元するとともに、その知見を活用し生産者や協議会等に助言を行うなど、当システムの保全・活用に貢献する。

### (5) 企業・住民・消費者など協議会員の役割

当システムの保全・活用の取組への参加や、情報発信媒体を活用した魅力の発信、食べることで琵琶湖を守るeat ecoの実践など、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業を支える。

## 第4 考察

当システムは、琵琶湖環境の変化や漁獲量の減少、食生活の多様化による湖魚食文化の低迷、琵琶湖の恵みに対する人々の認識低下など、保全・継承にあたって多くの脅威及び課題に直面している。

そこで私たちは、世界農業遺産の5つの認定基準に沿い、「育てる」「守る」「伝える」「広める」「活かす」取組によって、琵琶湖と人とのより良い共生関係を築き、環境と調和した当システムの持続可能性をさらに高め、次の世代へ継承する。

### 1 「育てる」取組

認定基準（食料及び生計の保障）を踏まえ、活力ある琵琶湖漁業等を“育てる”ため、新たな担い手の確保・育成、「環境こだわり農業」の取組拡大、農林水産物の魅力発信と消費拡大、6次産業化等を推進し、当地域の安全安心な食糧の供給と、担い手の生計の確保に貢献する。このような中、GIAHS認定の効果としては、当システムを担う魅力ある産業として農林水産業への就業者の増加や、環境に配慮しながら生産した産物の真の価値が理解されることによる生産物の認知度と価値の向上、6次産業化の加速化や女性の活躍機会の増加が期待できる。

### 2 「守る」取組

認定基準（農業生物多様性）を踏まえ、生物多様性とその恵みを“守る”ため、「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組拡大をはじめ、多様な主体の参画による環境保全・再生活動や琵琶湖の水産有害生物の駆除により、琵琶湖をはじめとする豊かな自然や、農林水産業の営みにより形作られた環境、固有種を含む多様な生態系を次の世代へ継承する。このような中、GIAHS認定の効果としては、国内外から当システムへの評価が高まることで、人々の当システムの保全への意識の高まりや環境保全行動に対する自信と誇りが醸成され、その人々の行動による農業生物多様性の保全が期待できる。

### 3 「伝える」取組

認定基準（地域の伝統的な知識システム）を踏まえ、伝統的な漁法の継承や水産資源の適切な保全・管理、ヨシ帯の再生・保全・活用に取り組み、環境と調和してきた技術を次世代に“伝える”。これにより、1,000年以上にわたって生物多様性の恵みを受けて育まれてきた伝統的な知識システムの継承に貢献する。GIAHS認定の効果としては、琵琶湖漁業の歴史的な価値が人々に再認識されることによる、伝統漁法の継承者の増加やこれを活用した体験機会の創出など、琵琶湖漁業の保全と活性化が期待できる。

### 4 「広める」取組

認定基準（文化、価値観及び社会組織）を踏まえ、当システム存続において重要な

役割を担ってきた食文化などの伝統文化の価値を“広め”、多様な主体の参画による水源林保全、漁業者組織や農業者組織の活性化に貢献する。GIAHS認定の効果としては、当地域の文化的な価値が再認識され郷土愛の醸成につながるとともに、古くから培われてきた人々の絆の継承と発展が期待できる。

## 5 「活かす」取組

認定基準（ランドスケープ及びシースケープの特徴）を踏まえ、当システムを“活かす”取組として、地域資源に関する魅力の発信やエコツーリズム・グリーンツーリズムによる地域振興に貢献する。

琵琶湖システムは、  
ユニークなランド/レイクスケープを形作り、  
都市部に水資源を供給しながら、  
伝統的な生業と生物多様性を受け継いできています。

私たちは、  
湖(琵琶湖)と陸(農業・水源林)のつながりを重視する  
環境保全型の営みの価値を発信し、  
消費者など多様な主体の参画を得、世界の人々と協力しながら、  
このシステムを将来に継承します。





## 第5 脅威、課題、対応策（基準別一覧）

「琵琶湖システム」の継承に向け、脅威、課題を特定し、分析。  
その対応策を、世界農業遺産の5つの認定基準に沿い  
「①育てる」「②守る」「③伝える」「④広める」「⑤活かす」の5つの視点で整理。

### 認定基準1 食料及び生計の保障

<b>主な脅威</b> ・担い手の減少 ・湖魚の産卵・成育環境の変化  <b>主な課題</b> ・担い手の確保・育成 ・農林水産業の魅力向上	<b>対応策</b> ○ 新たな担い手の確保・育成 （漁業従事者等の育成等） ○ 6次産業化および地産地消の推進 （商工観光部門との連携等） ○ 農林水産物の魅力発信と消費者拡大 （湖魚、環境こだわり農産物、県産木材のPR等） ○ 水産資源の適切な保全・管理 （資源管理型漁業、種苗放流、調査研究等）	<b>対応策</b> ○ 伝統漁法の知識・技術の継承 （伝統技術の維持、漁業体験機会の創出等） ○ 水産資源の適切な保全・管理 （資源管理型漁業、種苗放流、調査研究等） ○ ヨシ帯の保全・活用 （ヨシ帯の保全活動推進、ヨシ活用等）
活力ある琵琶湖漁業・農業等を『育てる』		

### 認定基準3 地域の伝統的な知識システム

<b>主な脅威</b> ・担い手の減少 ・湖魚の産卵・成育環境の変化  <b>主な課題</b> ・伝統漁法の継承 ・水産資源の保全・管理	<b>対応策</b> ○ 伝統漁法の知識・技術の継承 （伝統技術の維持、漁業体験機会の創出等） ○ 水産資源の適切な保全・管理 （資源管理型漁業、種苗放流、調査研究等） ○ ヨシ帯の保全・活用 （ヨシ帯の保全活動推進、ヨシ活用等）
環境と調和してきた技術を『伝える』	

### 認定基準2 農業生物多様性

<b>主な脅威</b> ・湖魚の産卵・成育環境の変化  <b>主な課題</b> ・水質・生態系の保全 ・自然と人の関わりの強化	<b>対応策</b> ○ 水産有害生物の駆除促進 （外来魚・カワウ・水草対策等） ○ ヨシ帯の保全・活用 （ヨシ帯の保全活動推進、ヨシ活用等） ○ 「環境こだわり農業」の取組拡大 （「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組拡大、「環境こだわり農産物」の生産拡大と深化等） ○ 水源林の保全 （適切な森林整備、協働による森林づくり等） ○ 多様な主体による生物多様性の保全再生 （環境教育、環境保全再生生活の推進等） ○ 琵琶湖環境の研究 （気候変動の影響等を注視）
生物多様性の恵みを『守る』	

### 認定基準4 文化、価値観及び社会組織

<b>主な脅威</b> ・食文化の衰退 ・社会組織の弱体化  <b>主な課題</b> ・食文化の継承 ・協働の促進	<b>対応策</b> ○ 食文化・伝統文化の継承 （体験講習、出前授業、食育等） ○ 集落を中心とした話し合いの推進 （集落役員等への働きかけ、リーダー育成等）
農山漁村地域の文化を『広める』	

### 認定基準5 ランドスケープ及びシースケープの特徴

<b>主な脅威</b> ・社会組織の弱体化  <b>主な課題</b> ・理解促進に向けたツールシステムとの連携 ・国際的な協力・連携	<b>対応策</b> ○ 国際的な貢献（GIAHS認定地域との連携） ○ システムの特性を活かした観光振興（教育旅行・エコツーリズムの推進等） ○ 琵琶湖システムへの普及啓発（情報発信、口コミーク創設、語り部育成等）
琵琶湖システムを『活かす』	

## 第6 出典・引用文献、参考文献（参考資料）

### 【出典・引用文献】

- 1) 農林水産省、「農林水産省漁業・養殖業生産統計」、2016年
- 2) 滋賀県、「滋賀県農政水産部水産課調べ」、2017年
- 3) 滋賀県、「滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖政策課調べ」
- 4) 滋賀県、「滋賀県農政水産部農村振興課調べ」、2017年
- 5) 滋賀県、「滋賀県農政水産部農業経営課調べ」、2017年
- 6) 滋賀県、「滋賀県環境こだわり農業総合的調査」、2016年
- 7) 滋賀県、「滋賀県農政水産部食のブランド推進課調べ」、2017年
- 8) 滋賀県、「滋賀県琵琶湖環境部森林政策課調べ」、2017年
- 9) 滋賀県、「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）」、2017年
- 10) 滋賀県、「滋賀県琵琶湖環境部森林保全課調べ」、2017年
- 11) 農林水産省、滋賀農林水産統計年報(2009年以前)、内水面漁業生産統計調査(2010年以降)
- 12) 農林水産省、「2013年漁業センサス」、2015年
- 13) 農林水産省、「2015年農林業センサス」、2016年
- 14) 滋賀県、「滋賀県農政水産部農業経営課調べ」、2018年
- 15) 滋賀県、「滋賀県農政水産部耕地課調べ」、2017年
- 16) 滋賀県、「滋賀の農畜水産物に関する首都圏、京阪神におけるイメージ調査」、2015年
- 17) 滋賀県、「滋賀県琵琶湖環境部森林政策課調べ」、2017年
- 18) 滋賀県、「県政モニターアンケート（世界農業遺産に関する調査）」、2018年
- 19) 農林水産省、「水産白書 平成28年度水産の動向」、2017年
- 20) 農林水産省、「集落営農実態調査」、2018年
- 21) 滋賀県、「集落営農実態調査」、2013年
- 22) 滋賀県、「第50回滋賀県政世論調査（びわ湖の日）」、2017年
- 23) 滋賀県、「第46回滋賀県政世論調査（生物多様性）」、2013年
- 24) 内閣府、「平成26年度世論調査（環境問題に関する世論調査）」、2014年
- 25) 滋賀県、「平成22年度 滋賀県観光動態調査」、2010年

### 【参考文献】

- ・滋賀県、「滋賀県農業・水産業基本計画」、2016年
- ・滋賀県、「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」、2016年
- ・滋賀県、「琵琶湖森林づくり基本計画」、2016年
- ・滋賀県、「滋賀県内水面漁業振興計画」、2018年（案）
- ・滋賀県、「ヨシ群落保全基本計画」、2011年
- ・滋賀県、「滋賀県「観光交流」振興指針」、2014年
- ・滋賀県、「地域農業戦略指針」、2015年
- ・滋賀県、「ビワイチ推進総合ビジョン」、2018年
- ・滋賀県、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」、2017年
- ・滋賀県・京都府、「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」、2017年
- ・滋賀県、「南湖における水草対策全体計画」、2018年（素案）
- ・滋賀県、「第2期滋賀県教育振興基本計画」
- ・滋賀県、「滋賀県産業振興ビジョン」
- ・滋賀県、「滋賀県文化振興基本計画（第2次）」、2016年

## 「琵琶湖システム」保全計画

## 取組一覧

## 琵琶湖地域

取組	ページ	実施者	実施時期					指標		認定基準への該当						
			2020	2021	2022	2023	2024	現状(H30)	目標(H35)	①	②	③	④	⑤		
脅威1 湖魚の産卵・育成環境の変化	10											①	②	③		
課題1 水産資源の保全管理	18											①	②	③		
①資源管理型漁業の推進	34											①	②	③		
・漁業者が行政と取り組む共同管理	34	◎漁業者、県(水産課、水産試験場)、滋賀県漁業協同組合連合会、滋賀県水産振興協会	●	●	●	●	●		琵琶湖漁業の漁獲量(外来魚を除く):947トン(H28)	同左:1,600トン		①		③		
・在来魚介類に対する産卵配慮等	35	◎県(水産課)、滋賀県水産振興協会、滋賀県漁業協同組合連合会	●	●	●	●	●					①		③		
・琵琶湖環境(気候変動の影響を含む)の調査研究	35	◎県(水産課、水産試験場、琵琶湖環境科学センター、琵琶湖博物館)、漁業者	●	●	●	●	●					①	②	③		
②食害の防除	35												②			
・外来魚駆除	35	◎県、滋賀県漁業協同組合連合会、漁業者	●	●	●	●	●		外来魚生息量:1,131トン(H28)	同左:900トン		②				
・カワウ駆除	36	◎県、市町、漁連(県河川漁業協同組合連合会)、猟友会	●	●	●	●	●		カワウ春期生息数 7767羽(H28)	同左数 4000羽		②				
課題2 水質・生態系の保全	18											①	②	③		
①湖魚の産卵環境等の保全	36												②	③		
・多様な主体が連携する「魚のゆりかご水田プロジェクト」の取組拡大	36	◎活動組織・農業者、県、企業、学識者等	●	●	●	●	●		魚のゆりかご水田など「豊かな生きものを育む水田」の取組組織数:29組織	同左:60組織		②				
・ヨシ帯の再生・保全・活用の取組の継続・拡大	37	◎県(水産試験場)、企業、地域住民、各種団体、学校、行政機関	●	●	●	●	●		ニゴロブナなど産卵繁殖場を回復させるためのヨシ帯造成面積(累計):74.4ha(H29)	同左:83ha		②	③			
・水草の刈り取り・除去	38	◎滋賀県漁業協同組合連合会、公益財団法人近江環境保全財団、県(水産課、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、水産試験場)	●	●	●	●	●		水草根こそぎ除去 面積400ha	同左 面積440ha		②				
②水質・生態系の保全に向けた「環境こだわり農業」	39											①	②			
・「環境こだわり農産物」の生産の拡大	39	◎県、農業団体、農業者	●	●	●	●	●		環境こだわり米の作付面積割合:45.4%(H29)	同左:50%以上		①	②			
・オーガニックの拡大による「環境こだわり農業」の深化	39	◎県、農業団体、農業者	●	●	●	●	●		オーガニック米等栽培面積:233ha(H29)	同左:500ha以上		①	②			
③水源林の保全	40												②			
・健全な森林づくり	40	◎県、市町、森林組合、民間林業事業者等	●	●	●	●	●		除間伐等の森林施業を実施した森林の面積(県内):2,354ha(H28)	同左:3,100ha		②				
・協働による森林づくり	40	◎県、森林づくり団体、民間企業等	●	●	●	●	●		活動をPRする森林づくり団体数(県内累計):80団体(H28) 琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(県内):23カ所(H28)	同左:160団体 同左:35カ所			②			
・ニホンジカによる森林被害防止	40	◎県、市町、滋賀県森林組合連合会	●	●	●	●	●		(数値目標は設定せず、取組を継続する)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)		②				
・ニホンジカの個体群管理	40	◎県、市町、滋賀県森林組合連合会、狩猟者団体	●	●	●	●	●		ニホンジカの捕獲数(県内):16,279頭(H28)	同左:16,000頭		②				

取組	ページ	実施者	実施時期					指標		認定基準への該当						
			2020	2021	2022	2023	2024	現状(H30)	目標(H35)	①	②	③	④	⑤		
脅威2 担い手の減少	19											①	②	③	④	
課題1 担い手の確保・育成と伝統的漁法の継承	23											①	②	③	④	
①漁業就業者の確保・育成	41											①		③		
・伝統的漁法の継承と新たな漁業就業者の確保・育成	41	◎県、滋賀県漁業協同組合連合会、各漁業協同組合、漁業者	●	●	●	●	●	●	新規漁業就業者数2人(H26～30累計)	同左 31人(H31～35累計)				③		
・伝統的漁法を活用した体験機会の創出	41	◎漁業者、漁業協同組合連合会、地元自治体、観光産業、NPO	●	●	●	●	●	●	出前授業・出前講座の実施回数(累計):15回(H29)	同左:15回				③		
②農業における担い手の確保	42											①	②		④	
・新規就農者の確保・育成	42	◎県、市町等	●	●	●	●	●	●	県内新規就農者数 405人(H26～29累計)	同左 500人(H31～35累計)				①		
・「魚のゆりかご水田米」のブランド化	42	◎農業者・農業者組織、農業団体、県、市町、大学	●	●	●	●	●	●	魚のゆりかご水田取組面積:137ha	同左:145ha				②		
・「環境こだわり農産物」の理解促進と消費拡大	43	◎県、市町、農業団体、農産物販売業者、消費者グループ	●	●	●	●	●	●	環境こだわり農産物の認知度:47.1%(H28)	同左:50%				①	②	
・地域ぐるみで取り組む農地・水路・農道・農村環境の保全	43	◎活動組織・農業者	●	●	●	●	●	●	農地や農業用施設を共同で維持保全している面積(農地維持支払交付金の交付面積):36,104ha(H29)	同左:38,600ha				①	②	④
・農業水利施設のアセットマネジメント	43	国、◎県、市町、土地改良区	●	●	●	●	●	●	滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画に基づき保全更新対策に着手する地区数(県内):31地区(H29)	同左:40地区				①		
	43	◎土地改良区、市町、県	●	●	●	●	●	●	保全更新対策を契機として、施設の維持管理計画を策定する土地改良区数(県内):6(H29)	同左:17				①		
③林業における担い手の確保	44											①				
・林業従事者の確保・育成	44	◎県、森林組合、林業事業者等	●	●	●	●	●	●	県内新規林業就業者数:26人(H27～H28累計)	同左:69人(H27～H32累計)				①		
・「びわ湖材」の利用推進	44	◎県、市町、民間施設等	●	●	●	●	●	●	びわ湖材を使用した整備した木造公共施設数(県内):12施設(H28) びわ湖材証明を行った年間木材材料(県内):46,244m <sup>3</sup> (H28)	同左:20施設 同左:65,000m <sup>3</sup>				①		
課題2 農林水産業の魅力向上	23											①				
①6次産業化の推進	45											①				
・6次産業化と女性の活躍推進	45	◎農林漁業者、県、市町、関係団体	●	●	●	●	●	●	新たな加工・販売等に取り組む県内実践者数(毎年):10事業者(H28)	同左:10事業者				①		
・商工観光事業者との連携と地産地消	45	◎県産食材取り扱い店舗等	●	●	●	●	●	●	「おいしが うれしが」キャンペーン県内登録店舗数:1,388店舗(H28)	同左:1,600店舗				①		
	45	◎農林漁業者、商工・観光事業者、大学等	●						新ビジネスの実用化に取り組む県内事業者数(毎年):-(H28)	同左:4事業者				①		
脅威3 食文化の衰退	24											①			④	
課題 食文化の継承	26											①			④	
①湖魚を用いた食文化の継承と発展	46											①			④	
・湖魚を食べる機会の創出	46	◎県、滋賀県漁業協同組合連合会、漁業者	●	●	●	●	●	●	【再掲】出前授業・出前講座の実施回数(累計):15回(H29) びわ湖産魚介類を扱う事業者数(累計):191事業者(H29)	同左:15回 同左:230事業者				①		④
・食文化の継承と発展に向けた提案や発信	46	◎県、市町、関係団体、農林漁業者、学校	●	●	●	●	●	●	【再掲】出前授業・出前講座の実施回数(累計):15回(H29)	同左:15回						④

取組	ページ	実施者	実施時期					指標		認定基準への該当				
			2020	2021	2022	2023	2024	現状(H30)	目標(H35)	①	②	③	④	⑤
脅威4 社会組織の弱体化	27										②		④	⑤
課題1 協働の促進	33										②		④	⑤
①人々の連携の推進	48												④	
・集落を中心とした多様な主体と連携した話し合いの推進	48	◎県、市町、JA	●	●	●	●	●	「地域農業戦略指針」に基づき、今後の農業・農村の目指す姿について話し合いを行った集落数(県内):431集落(H27~29累計)	同左:800集落(H31~35累計)				④	
・多様な主体の活動に対する支援	48	◎マザーレイクフォーラム運営委員会・滋賀県	●	●	●	●	●	マザーレイクフォーラムへの累計参加団体数285団体	(数値目標は設定せず、取組を継続する)				④	
	48	◎淡海の川づくりフォーラム実行委員会・滋賀県	●	●	●	●	●	淡海の川づくりフォーラム 毎年度 1回開催	淡海の川づくりフォーラム 各年度1回の開催				④	
②自然と人との関わりの強化	49										②			
・生物多様性への子どもたちや地域住民の理解促進	49	県教育委員会	●	●	●	●	●	びわ湖フローティングスクール事業実施学校数:全小学校(特別支援学校等含む)	同左:全小学校(特別支援学校等含む)		②			
	49	◎県、市町、NPO、事業者、教育・研究機関	●	●	●	●	●	県民の生物多様性に対する認知度 20.9%(H27)	同左 50%		②			
・多様な主体による保全再生活動の推進	49	県	●	●	●	●	●	生物多様性保全活動を評価・認証する制度の創設	認証件数:500件		②			
③人々の理解促進に向けたツーリズムとの連携	49													⑤
・農山漁村におけるエコツーリズム・グリーンツーリズムの推進	49	◎登録団体、登録者	●	●	●	●	●	都市農村交流体験施設等登録数(県内):0	同左:30					⑤
・地域資源の持続可能な活用・保全を促進するための観光産業との連携	50	◎農林漁業者、観光事業者	●	●	●	●	●	(数値目標は設定せず、取組を継続する)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)					⑤
・湖と陸のつながりを重視する取組の促進に向けた認証制度の創設	50	◎県、関係者	●	●	●	●	●	(取組なし)	ロゴマークを活用した登録制度を創設する					⑤
課題2 国際的な協力と連携	33													⑤
①世界とのさらなる連携	50													⑤
・教訓のさらなる発信	50	◎県、関係者	●	●	●	●	●	(数値目標は設定せず、取組を継続する)	(数値目標は設定せず、取組を継続する)					⑤
・GIAHS認定地域との連携	51	◎県、関係者	●	●	●	●	●	(取組なし)	GIAHS関連会議の滋賀県への誘致					⑤

注1)実施者について、実施者が複数存在する場合には、責任者に◎を付けてください

注2)「指標」は可能な限り定量的なものを記入してください

注3)セルは必要に応じて挿入、削除してください

注4)「ページ」には保全計画本文の該当するページを記入して下さい

注5)世界農業遺産への認定申請に係る承認のみを希望する地域は1~5の項目が必須となります